

いしかわ子ども総合条例の解説

平成19年3月
(令和6年2月改定)

石 川 県

目 次

条文の解説

前文	1
第1章 総則（第1条—第18条）	3
第2章 子どもの健全な育成（第19条—第59条）	19
第3章 若者の自立に向けた支援（第60条—第68条）	71
第3章の2 若者の結婚に向けた支援（第68条の2—第68条の5）	77
第4章 子育て支援（第68条の6—第75条）	79
第5章 食育の推進（第76条・第77条）	86
第6章 子どもの権利擁護（第78条—第83条）	88
第6章の2 ヤングケアラーへの支援（第83条の2—第83条の3）	93
第6章の3 子どもの貧困対策（第83条の4—第83条の5）	95
第7章 石川県子ども政策審議会（第84条—第89条）	96
第8章 雑則（第90条・第91条）	102
第9章 罰則（第92条—第99条）	103
附則	107

前 文

子どもは、自ら伸びていく力を持っている。そして、その力は、様々な多くの人との関わりの中でこそはぐくまれるものである。かつて、子どもには血縁や地縁によって多くの人が関わりを持ち、そのことが子どもの健全な心身を養い、自立した大人に成長することを支えていた。

しかし、近年、都市化や核家族化に伴って人間関係が希薄化し、家庭の内においても、また家庭の外においても、子どもに関わる人の手が少なくなった。

そのため、子どもが良好な対人関係を築く力を十分に身に付けることができないまま成長し、家庭、学校、地域など様々な社会の中で疎外感を覚え、自己の存在を過小評価するなど、子どもの心身の健やかな成長を阻害する状況が見られるようになった。

そして、同様の現象は、次代の親となる若者、さらには子どもを養育する親にまでひろがっている。いじめ、ひきこもり、ニート、虐待などの社会問題は、いずれもこうした地域社会における人間関係の希薄化と密接に関係している。

このような現状を危機ととらえ、石川の次代を担う子どもが自由闊達^{かつ}に活動し、健全な心身を形成し、自立した大人に成長していく社会の実現を願うとき、新しい時代を生きる私たち石川県民が今取り組むべきことは、かつて子どもに当たり前のように向けられていた多くの人の手を社会全体の努力によって取り戻し、子どもを通じた新たな社会のつながりを構築していくことである。

ここに、石川県民が力を合わせ、将来にわたり、子どもの元気な声がこだまし、活気あふれるふるさと石川を創造するため、この条例を制定する。

【要 旨】

条例制定の趣旨をうたったものである。

【解 説】

- 1 近年、全国的に子どもが被害者となる重大な事件が相次いでいる。親による我が子に対する暴力や育児放棄などの児童虐待、幼児を狙った声かけや連れ去り、いじめを苦にした小中学生の首つりや飛び降りなど、特に、子どもの尊い命が失われる事件の報に接すると誰もが胸を強く締め付けられるような悲しみを覚える。
- 2 一方、子どもが加害者となる事件も多発している。同級生によるいじめ、親や祖父母に対する暴力、ホームレスなどを狙った集団暴行、野良猫や野鳥などに対する動物虐待など、近年はその凶悪化が著しく、命の尊さに思いが至らない、現実から乖離した感覚である「仮想現実（バーチャル・リアリティ）」を指摘する声も聞かれる。

- 3 また、逆に社会から意識的に距離を置き、ごく親しい間柄以外（極端な場合は一切の）人間関係を拒絶してしまう「ひきこもり」や、決まった仕事に就くことを避けたり、親からの経済的な独立を果たそうとしない「フリーター」や「ニート」などの社会問題も、青少年や若者が現実社会を受け入れることができていないという点で「仮想現実」と共通しているところが見られる。
- 4 本条例の前文では、これらの社会問題に共通する原因として「人間関係の希薄化」に焦点を当て、都市化や核家族化で減少しつつある「子どもに関わる人の手」を、新しい時代にあった「新たな社会のつながりを構築」することを通じて取り戻し、活気あふれるふるさと石川を創造することをうたっているものである。

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、子どもが健やかに生まれ育ち、自立した大人となり、希望とする結婚をし、そして安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりについて、基本理念を定めるとともに、結婚から妊娠、出産、子育てに至るまでの一貫した支援、乳幼児の出生及び発達の保障、青少年の健全な育成、若者の自立に向けた支援、若者の結婚に向けた支援、地域社会全体による子育て支援、子育てをする雇用労働者への配慮、食育の推進並びに子どもの権利擁護、ヤングケアラーへの支援並びに子どもの貧困対策に関し、それぞれ必要な事項を定めることにより、子どもに関し一貫した施策を総合的に推進し、もって石川の次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(平27条例17、令5条例9・一部改正)

【要 旨】

本条例の目的を規定したものである。

【解 説】

- 1 本条例は、子どもが健やかに生まれ育ち、自立した若者に成長し、子育てをする親になるまでの、子どもの命を受け継いでいく、世代を超えた「連鎖」を社会全体で支援すること（いわゆる「次世代育成支援」）を目的としている。
- 2 本条例では、基本理念を定めるとともに、「第2章 子どもの健全な育成」「第3章 若者の自立に向けた支援」「第3章の2 若者の結婚に向けた支援」「第4章 子育て支援」「第5章 食育の推進」「第6章 子どもの権利擁護」「第6章の2 ヤングケアラーへの支援」「第6章の3 子どもの貧困対策」の8つ柱を設け、それぞれの分野について具体的な施策を規定している。
- 3 また、第2章から第4章については、子どもの出生から、自立し、子育てをする時期に至るまでの期間について時系列的に章立てしており、さらに子どもが成長していく期間全般に関わるものについては、第5章から第6章の3として章立てしている。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (2) 乳幼児 小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (3) 青少年 乳幼児以外の子どもをいう。

- (4) 若者 18歳以上おおむね35歳未満の者をいう。
 - (5) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者で現に子どもを保護監督するものをいう。
 - (6) ヤングケアラー 本来大人が担うと想定される家事、家族の世話等を日常的に行っている子どもをいう。
- (令2条例19、令5条例9・一部改正)

【要 旨】

本条例における用語について、解釈上の疑義が生じないように、定義を定めたものである。

【解 説】

1 「子ども」の定義について

- (1) 上限を「18歳未満」としたのは、18歳未満の者は社会的経験が浅く、精神的にも不安定で不適応な行動を取りやすく、この年齢以上になれば精神的にも肉体的にも安定性が増し、また社会的、経済的能力においても自立性が増してくると考えられることからである。児童福祉法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の法令においても、18歳未満の者を保護対象としていることを考慮したものである。
- (2) 民法改正により、女性の婚姻開始年齢が16歳から18歳に引き上げられるとともに、婚姻による成年擬制の規定も廃止され、令和4年4月1日から施行されることとなった。これを受け、令和2年3月に、子どもの定義から「婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。」の文言を削除する条例改正を行い、改正民法附則第3条の婚姻に関する経過措置の効力がなくなる令和6年4月1日を施行日とした。

2 「乳幼児」及び「青少年」の定義について

- (1) 子どもは日々発達する存在であり、その発達を保障し、持てる力を最大限に発揮できるようにしていくには、発達のそれぞれの時期に特有の発達課題を踏まえた施策を展開する必要がある。
- (2) このため、基本的に常時保護者に守り育てられる存在である乳児期及び幼児期にあたる0歳から6歳未満の者を「乳幼児」と、徐々に一定期間保護者から離れ社会の中で単独で行動することが多くなる学童期及び思春期にあたる6歳から18歳未満の者を「青少年」として定義するものである。

3 「若者」の定義について

- (1) 本条例では、単に18歳未満の子どもだけを対象とするのではなく、子どもから親になるための中間段階である「若者」の自立に向けた支援を条例における一つの柱としている。

(2) このため、18歳からおおむね35歳未満の者を若者と定義するものである。
なお、おおむね35歳未満とする理由は、国の若年者雇用対策の対象がおおむね35歳未満としていることを考慮したものである。

4 「保護者」の定義について

「その他の者で現に子どもを保護監督するもの」とは、親権者、未成年後見人以外の者で、児童福祉施設の長、里親、寄宿舎の管理人、住み込み働きの青少年等を雇用する者又は合宿中の監督者など、現実に青少年等の所在や動静を把握し、保護監督を行っているとは客観的に認められる者をいう。

5 「ヤングケアラー」の定義について

「子ども」としたのは、18歳未満のヤングケアラーは、人間関係をつくる大切な時期に友人と遊べない、勉強をしなければいけない時期に学べないなど、将来に大きく影響する重大な問題であることを考慮したものである。

【参考法令】

児童福祉法 第4条（児童）

民法 第4条（成年）、第5条（未成年者の法律行為）、第731条（婚姻適齢）、第753条（婚姻による成年擬制）、第818条（親権者）、第839条（未成年後見人）

少年法 第2条（少年、成人、保護者）

労働基準法 第6章（年少者）

学校教育法 第17条第1項（学齢児童）、第17条第2項（学齢生徒）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第18条（年少者の立入禁止の表示）、第22条（禁止行為）、第28条（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）、第31条の3（接客従業者に対する拘束的行為の規制等）、第31条の8（街頭における広告及び宣伝の規制等）、第31条の13（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）、第31条の18（街頭における広告及び宣伝の規制等）、第32条（深夜における飲食店営業の規制等）

（適用上の注意）

第3条 この条例の適用に当たっては、その目的を逸脱して県民の自由と権利を不当に制限することがあってはならない。

【要 旨】

本条例適用にあたっての注意規定であり、適用の限界を明示したものである。

【解 説】

- 1 本条例には、子どもの健全な育成を図るため必要な範囲内において県民の基本的な権利に対して一定の制約を加えるような諸規定が設けられている。したがって関係規定の適用にあたっては、本条例の目的を逸脱して、県民の基本的人権、すなわち表現の自由、営業の自由などの権利を不当に制限することのないように、本条で注意事項として規定したものである。
- 2 「県民の自由と権利」とは、憲法で保障する基本的人権と同義であり、直接的には、第2章第3節の諸規定に関わるものである。

【参考法令】

憲法 第11条（基本的人権の享有）、第12条（自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止）、第13条（個人の尊重と公共の福祉）、第21条（集会・結社・表現の自由・通信の秘密）、第22条（居住・移転・職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由）

第2節 基本理念等

（子どもの基本的人権の確保）

第4条 何人も、子どもはその一人一人が個人として尊重され、法の下に平等であり、並びに思想、信教、表現及び学問の自由、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利その他の日本国憲法で保障された基本的人権（以下単に「基本的人権」という。）を有することを認識するとともに、子どもは社会的に弱い立場にあり、その基本的人権が不当に侵害されやすいことにかんがみ、常に子どもの基本的人権が確保されるよう努めなければならない。

【要 旨】

本条例の子どもの権利保障に関する基本理念を述べた規定である。

【解 説】

- 1 子どもは、一人一人が様々な個性や能力をもったかけがえのない存在であり、日本国憲法が国民に保障する基本的人権を有することは論を俟たない。
- 2 しかし、子どもは、大人に比べ、概して身体的に未熟であり、知識・経験に乏しく、また、経済的自立が困難であることなどから、社会的に弱い立場にあり、このため、力で抑圧されたり、騙されたり、虐げられるなど、基本的人権が不当に侵害されやすい状況に置かれている。
- 3 本条は、こうした侵害されやすい子どもの基本的人権について、個人、法人を問わず、何人も、これが常に確保されるように努めるべきことを定めたものである。

- 4 「その他の日本国憲法で保障された基本的人権」とは、奴隷的拘束を受けない、苦役に服させられない権利（第18条）、家庭生活における個人の尊厳と両性の平等（第24条）、勤労の権利と児童酷使の禁止（第27条）等がある。

【参考法令】

憲法 第11条(基本的人権の享有)、第13条(個人の尊重と公共の福祉)、第14条(法の下での平等)、第18条(奴隷的拘束を受けない、苦役を服させられない権利)、第19条(思想及び良心の自由)、第20条(信教の自由)、第21条(集会・結社・表現の自由・通信の秘密)、第22条(居住・移転・職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由)、第24条(家庭生活における個人の尊厳と両性の平等)、第25条(健康で文化的な最低生活を営む権利)、第26条(教育を受ける権利)、第27条(勤労の権利と児童酷使の禁止)

(子どもの最善の利益の考慮等)

第5条 何人も、子どもの基本的人権を確保するための措置を講ずるときは、子どもの発達段階に留意しつつ、子ども自身にとって最善の利益となる方法を考慮して行わなければならない。この場合において、子どもが自らの意見を形成する能力を有するときは、その意見を表明する機会を確保するとともに、その意見は、子どもの年齢等に応じて適切に考慮されるものとする。

【要 旨】

子どもの権利保障に関する基本理念を述べた規定である。

【解 説】

- 1 前条において、子どもの基本的人権は不当に侵害されやすいことから、何人も、これが常に確保されるように努めるべきとされたところであるが、実際に、子どもの基本的人権を確保するための措置を講ずる際には、何人も、子どもの発達段階に留意しつつ、子ども自身にとって最善の利益となる方法を考慮して行わなければならないことを定めたものである。
- 2 また、この場合において、子どもが自らの意見を形成する能力を有するときは、その意見を表明する機会を確保するとともに、その意見は、子どもの年齢等に応じて適切に考慮される必要があることを定めたものである。
- 3 「年齢等」とは、年齢のほか、子どもの成熟度等が考えられる。

【参考法令】

児童の権利に関する条約 第3条(子どもの最善の利益)、第12条(意見表明権)

(県民の責務)

第6条 県民は、子どもは様々な多くの人との関わりの中ではぐくまれるという認識の下、子どもの成長及び子育てに関心を持ち、子どもに関わるすべての者が相互に協力して、これらを支援するよう努めるものとする。

2 県民は、自らの意識、行動等が子どもに与える影響の大きさを自覚するとともに、自ら規範意識を高め、子どもの健全な育成に望ましい社会環境の構築に努めるものとする。

3 県民は、子どもの成長及び子育てを支援するに当たっては、教育、福祉、保健、医療、労働その他の子どもに関する施策に関係する分野において、相互に連携するよう努めるものとする。

【要 旨】

本条例の目的を達成するための県民の基本的な責務を明らかにしたものである。

【解 説】

1 子どもの成長や子育てに対し、県民一人一人が自己の問題として取り組んでいかなければならないという心構えを持つとともに、それぞれの立場で相互に連携し積極的に取り組む責任と義務を有することを宣言したものである。

2 また、子どもの意識や行動は、社会を映す鏡であり、その多くは大人社会全体が反映されたものであることから、大人一人一人が自らの意識や行動が子どもに与える影響の大きさを自覚するとともに、自らの生き方や社会のあり方を見つめ直すことを要請しているものである。

3 県民とは、国籍、年齢にかかわらず、石川県内に居住する者すべてをいう。

【参考法令】

児童福祉法 第1条（児童福祉の理念）

次世代育成支援対策推進法 第6条（国民の責務）

（保護者の責務）

第7条 保護者は、自らが子育てについて第一義的な責任を有するという認識の下、生活の基盤である家庭において、深い愛情を持って子どもを健やかに育てなければならない。

2 保護者は、子育てに関して悩み、不安等があるときは、一人で抱えることなく身近にいる者に打ち明け、相談するよう努めるとともに、子どもは様々な多くの人との関わりの中ではぐくまれるという認識の下、地域において子育てを支援する民間活動に参加し、並びに子どもに関する専門的知識及び経験を有する機関等にできる限り早期に援助を求めるよう努めるものとする。

【要 旨】

本条例の目的を達成するための保護者の基本的な責務を明らかにしたものである。

【解 説】

- 1 家庭は、子どもにとって生活の基盤であり、その人格の基礎をつくる最も重要な社会環境である。したがって家庭は子どもの健やかな成長のため基本的な役割を果たさなければならないものであり、家庭を構成する者の役割は極めて重要である。
- 2 本条は、家庭を構成する者のうちで最も大きな役割を有する保護者の自覚を特に促すとともに、子どもを健やかに育てるべきことを明記したものである。
- 3 「子育てを支援する民間活動」とは育児サークルなどであり、「子どもに関する専門的知識及び経験を有する機関」とは保健所、福祉事務所、児童相談所などである。

【参考法令】

民法 第820条（監護及び教育の権利義務）

（青少年及び若者の責務）

第8条 青少年及び若者は、生命を尊び、公共の精神に基づき自らの生活を律するとともに、向上発展の意欲を持ち、自立した大人に成長するよう努めるものとする。

【要 旨】

本条例の目的を達成するための青少年及び若者の基本的な責務を明らかにしたものである。

【解 説】

本条例では、第2章以下で、青少年が健やかに成長できることや、若者が健全な社会人として自立できることを支援・応援する施策を盛り込んでいるが、支援・応援される立場である青少年や若者が、社会の一員としての役割を自覚し、進んで自らの啓発、向上に努めることによってはじめて、施策の実効性が上がることから、こうした規定を置いているものである。

（県の責務）

第9条 県は、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有するものとする。

2 県は、子どもに関する施策を推進するための具体的な行動計画（以下この項、第83条の3第2項、第83条の5第2項、及び第84条第3項において「県行動計画」という。）を策定するとともに、県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するものとする。

3 県は、子どもに関する施策を推進するときは、保護者が子育てについての第一義

的な責任を有するという認識の下、県民が家庭その他の場において、子育ての意義 についての理解を深め、かつ、子育てに伴う喜びを実感することができるように配 慮して行うものとする。

4 県は、子どもに関する施策を推進するため、県、市町、県民、事業主、関係団体等の相互の協力が確保されるよう、体制を整備するものとする。

5 県は、子どもに関する施策を推進するに当たっては、教育、福祉、保健、医療、労働その他の分野において子どもに関する施策に係る機関又は民間団体（第83条の2第1項において「関係機関等」という。）が相互に連携して取り組むよう、支援するものとする。

6 県は、県民に対して、国、県、市町、関係団体等が実施する子どもに関する施策を効果的に周知するものとする。

(令5条例9・一部改正)

【要 旨】

本条例の目的を達成するための県の基本的な責務を明らかにしたものである。

【解 説】

子どもの健全な育成を図ることは、国及び地方公共団体の当然の責務であるが、本条で県の責務を規定したのは、県の積極的な姿勢を示すものである。

【参考法令】

児童福祉法 第2条（児童育成の責任）

次世代育成支援対策推進法 第4条（国及び地方公共団体の責務）

（事業主の責務）

第10条 事業主は、その雇用する労働者が仕事と家庭生活の調和（以下この章及び第4章において「ワークライフバランス」という。）を図ることができるよう、雇用環境の整備に取り組むとともに、県が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとする。

【要 旨】

本条例の目的を達成するための事業主の基本的な責務を明らかにしたものである。

【解 説】

本条は、事業主に対し、男女問わずすべての人が、仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするなど、「働き方の見直し」に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力することを要請したものである。

【参考法令】

（市町の協力）

第11条 県は、市町に対して、県、県民及び事業主と協働して子どもに関する施策を推進するよう協力を求めることができる。

【要 旨】

本条例の目的を達成するための市町の協力について規定したものである。

【解 説】

- 1 市町は児童福祉法第2条において国や県と同じく「児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」こととされている。
- 2 本条は、地方分権の趣旨を考慮し、市町を規律する趣旨のものではなく、県の施策に対し、市町の協力を要請したものである。また、子どもに最も身近な立場にある市町において、その地域の実情に応じた対応策が講じられるよう期待しているものである。

【参考法令】

児童福祉法 第2条（児童育成の責任）

次世代育成支援対策推進法 第4条（国及び地方公共団体の責務）

（結婚から妊娠、出産、子育てに至るまでの一貫した支援）

第11条の2 県は、家庭、学校、事業主、行政機関等と連携し、若者が希望する結婚をし、安心して子どもを生み、育てることができるよう、結婚から妊娠、出産、子育てに至るまでの一貫した支援に努めるものとする。

（平27条例17・追加）

【要 旨】

結婚から妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援について規定したものである。

【解 説】

少子化に歯止めがかからない中、若者の結婚や妊娠・出産に対する希望をかなえるため、県民が様々な立場から連携し、結婚、妊娠、出産、子育てといったライフステージの進展に応じた支援を切れ目なく行うことを明記したものである。

第3節 施策の基本的な考え方

（乳幼児の出生及び発達の保障）

第12条 県は、乳幼児に対して、その保護者とともに健康かつ安全で情緒の安定した生活ができる環境を与え、様々な多くの人との関わりを持たせることにより、乳

幼児の心身の健全な発達を図るよう努めるとともに、妊産婦及び乳幼児を養育する保護者に対して、安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備するよう努めるものとする。

【要 旨】

県が行う乳幼児の出生及び発達の保障に関する施策の基本的な考え方を規定したものである。

【解 説】

- 1 乳幼児期には、人間への基本的信頼と愛情を育てていく基礎となる、親や特定の人との強い情愛的きずなを形成するとともに、複数の人々との多様なかかわりを通じて情緒を発達させ人格を形成していくことが重要である。
- 2 これを踏まえ、県の施策として「妊娠初期から出産、育児に至る一貫した医療・母子保健の充実」「妊産婦及び子どもの医療体制の整備」「幼稚園、保育所及び認定こども園等での教育・保育の充実」などについて県が積極的に取り組む姿勢を示したものである。

【参考法令】

母子保健法 第5条（国及び地方公共団体の責務）

（青少年の健全な育成）

- 第13条 県は、青少年が将来の自立した生活に必要な幅広い知識と教養を身に付け体力の向上を図り、及び健康な心身を形成することができるよう、地域における教育環境の整備に努めるものとする。
- 2 県は、青少年が豊かな情操と人間性をはぐくみ、自分らしさを確立することができるよう、スポーツ活動、文化芸術活動、読書活動、国際交流活動、自然体験活動その他の体験活動の機会の確保に努めるものとする。
 - 3 県は、青少年が社会規範、連帯感その他の社会性及び道徳心を身に付けることができるよう、福祉活動、環境活動等のボランティア活動、伝統行事等の地域活動、青年団活動その他の社会参加活動の機会の確保に努めるものとする。
 - 4 県は、青少年が安全で安心して生活ができるよう、別に条例で定めるところにより、地域社会全体で青少年を犯罪の被害から守るための環境づくりに努めるものとする。

【要 旨】

県が行う青少年の健全な育成に関する施策の基本的な考え方を規定したものである。

【解 説】

- 1 学童期には、後の成長の基礎となる体力・運動能力を身に付け、多様な知識・経験を蓄積し、家族や仲間との相互関係の中で自分の役割や連帯感などの社会性を獲得していくことが重要である。さらに、思春期には、自分らしさを確立するために模索し、社会規範や知識・能力を習得しながら、大人への移行を開始することが重要である。
- 2 これを踏まえ、「多様な相談体制の整備」「多様な活動の推進」「青少年指導者の養成と確保」「青少年に良好な環境づくりの推進」「青少年の健全育成を阻害する行為の規制」などについて県が積極的に取り組む姿勢を示したものである。
- 3 第4項の別の条例とは、「石川県防犯まちづくり条例」を指すものである。

(若者の自立に向けた支援)

第14条 県は、青少年が人間性の豊かな社会人として自己を確立し、及び自立した家庭生活を営むことができるよう、社会経済の仕組み、地域産業、国際情勢等に対する関心を高め、就労意識を醸成するよう努めるとともに、若者が就労に関する専門的な知識及び実践的な職業能力を身に付け、並びに自己の能力及び個性に応じた職業を選択することができるよう、支援に努めるものとする。

2 県は、青少年又は若者が次代の親として成長していくことができるよう、乳幼児の子育て体験、年長者との協働体験その他の異年齢の者との交流の機会の確保に努めるものとする。

【要 旨】

県が行う若者の自立に向けた支援に関する施策の基本的な考え方を規定したものである。

【解 説】

- 1 18歳以降の青年期は、それまで培ってきた生きる力をもとに、自立への最初の一步を踏み出す時期であり、すべての若者が安心してその一步を踏み出せるようにすることが重要である。
- 2 また、青少年や若者にできるだけ早い段階から、幼い子どもとのふれあいの体験などを通じて、子どもや家庭を知り、将来、親となる世代が生命の尊さを実感したり、人への関心や共感を高め、社会とのかかわりや人とのつながりを大切にすることについて理解を深めることが重要である。
- 3 こうしたことを踏まえ、「青少年の就労意識の醸成等」「若者の就労支援」などについて、県が積極的に取り組む姿勢を示したものである。

(若者の結婚に向けた支援)

第14条の2 県は、結婚を希望する若者が、自らの希望を実現することができるよ

う、必要な施策の推進に努めるものとする。

(平27条例17・追加)

【要 旨】

県が行う若者の結婚支援に関する施策の基本的な考え方を規定したものである。

【解 説】

- 1 少子化の大きな要因とされる未婚化・晩婚化が進行していく中で、結婚を希望する若者への支援が重要である。
- 2 結婚は個人の生き方や価値観に関わるもので、個人の自由な意思により選択されることが基本であるが、結婚を希望する若がその希望をかなえられるよう社会全体で結婚を応援する環境づくりが重要である。
- 3 また、結婚、妊娠・出産、子育てなどの各ライフステージにおいて、自らが希望する生き方ができるよう、若者のライフプランに対する意識の醸成を図ることが重要である。
- 4 これを踏まえ、結婚を希望する若者を支援するための「結婚支援体制の整備等」「相談体制の整備等」「出会いの機会の提供等」「結婚を考える機会の提供等」について県が積極的に取り組む姿勢を示したものである。

(男性の子育てへの参画)

第14条の3 県は、保護者である男性の子育てへの参画の促進に向け、必要な施策の推進に努めるものとする。

(令2条例19・追加)

【要 旨】

県が行う男性の子育てへの参画の促進に関する施策の基本的な考え方を規定したものである。

【解 説】

- 1 共働き家庭の増加などにより、子育てにおける男性の役割が重要となっている中、男性が家事・育児を行う時間は女性に比べると依然として短い状況であり、男性の子育てに対する不安も高まっている。
- 2 これを踏まえ、男性の子育てへの参画に向けて「男性の子育てへの参画の促進に向けた意識啓発」「男性の子育てに対する支援」について、県が積極的に取り組む姿勢を示したものである。

(地域社会全体による子育て支援)

第15条 県は、家庭、学校、事業主、行政機関等と連携し、子どもを養育する保護

者に対して、子どもを安心して生み、育てることができるよう、地域社会全体で子育てを支援する環境の整備に努めるものとする。

【要 旨】

県が行う地域社会全体による子育て支援に関する施策の基本的な考え方を規定したものである。

【解 説】

- 1 現在の子育ては、ややもすると核家族が地域において孤立し、また母親ひとりだけによる「孤」育てといわれる問題を抱えがちであるので、子育て家庭を社会全体で支援していくことが必要である。そのためには、子どもを生み育てやすい環境づくりが重要であり、行政機関、医療機関、地域社会、企業等、様々な機関において、妊娠、出産、子育て、仕事との両立への支援など、子育てを支援していくことが求められている。
- 2 これを踏まえ、「地域社会全体による子育て支援の気運の醸成」などについて県が積極的に取り組む姿勢を示したものである。

(子育てをする雇用労働者への配慮)

第16条 県は、事業主がその雇用する労働者に対して、ワークライフバランスを図るための雇用環境の整備に自主的に取り組むよう必要な施策の推進に努めるものとする。

【要 旨】

県が行う子育てをする雇用労働者への配慮に関する施策の基本的な考え方を規定したものである。

【解 説】

- 1 子育て家庭に対する地域社会の支援に加えて、長時間労働や仕事優先となっている働き方の見直しが不可欠である。子育て期において、親が子どもと一緒に過ごす時間は、子どもの発達・成長にとって欠かすことのできない大切な時間であり、親にとっても子どもにとっても喜びである。このため、育児休業や年次休暇の取得促進や長時間労働の是正など企業経営者や労働者自身の意識改革や行動の変化が必要である。
- 2 これを踏まえ、「仕事と家庭生活の調和がとれた働き方の実現」などについて県が積極的に取り組む姿勢を示したものである。

(食育の推進)

第17条 県は、子どもが健全な食生活に必要な知識及び判断力を身に付けるとともに、食に関する感謝の念や理解を深め、豊かな人間性をはぐくむよう、家庭、学校

及び地域において、本県の豊かな自然や伝統文化を生かした食育の推進に努めるものとする。

【要 旨】

県が行う食育に関する施策の基本的な考え方を規定したものである。

【解 説】

- 1 健全な食生活は、健康で豊かな人間性の基礎をなすものであり、生涯にわたって健全な食生活を実践するためには、子どもの成長に合わせた切れ目のない食育を推進し、運動習慣等を含めた適切な生活習慣を形成させていくことが重要である。
- 2 これを踏まえ、「食育推進計画の策定」「地域における食育の推進」などについて県が積極的に取り組む姿勢を示したものである。

(子どもの権利擁護)

第18条 県は、子どもに対する虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10に規定する被措置児童等虐待又は障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第7項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待であって子どもに対するものをいう。以下同じ。）の未然防止、早期発見及び早期対応に努めるものとする。

- 2 県は、保護者から適切な監護を受けることができない子ども及び保護者のいない子どもに対して、その基本的人権を確保するよう努めるとともに、その社会への自立に向けた支援に努めるものとする。

（平27条例17・一部改正）

【要 旨】

県が行う子どもの権利擁護に関する施策の基本的な考え方を規定したものである。

【解 説】

- 1 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、子ども的人格形成に著しい支障を及ぼしたり、「虐待の世代間連鎖」が生じるなど、決して行ってならない行為である。
- 2 また近年、被虐待児の児童養護施設等への入所が多く見られるが、入所児童に対して、単に生活の場の保障だけでなく、対人関係の改善、自己表現の仕方の修正など、虐待などによる「心の傷」に配慮した生活環境を保障していくことが求められている。
- 3 これを踏まえ、「子どもに対する虐待の未然防止・早期発見・早期対応」「虐待を受けた子どもの保護・支援」「児童養護施設等の入所児童の権利擁護」などについて県が積極的に取り組む姿勢を示したものである。

(ヤングケアラーへの支援)

第18条の2 県は、ヤングケアラーとしての時期が子どもが特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、ヤングケアラーへの支援がヤングケアラーの意向を踏まえつつ適切に行われるとともに、子どもの権利及び利益が最大限に尊重されるよう努めるものとする。

(令5条例9・追加)

【要 旨】

県が行うヤングケアラー支援に関する施策の基本的な考え方を規定したものである。

【解 説】

- 1 ヤングケアラーの問題は、子ども達が、大きな負担や責任を負うことで、人間関係をつくる大切な時期に友人と遊べない、勉強しなければいけない時期に学べないなど、彼らの将来にも影響する、大きな問題といえる。しかしながら、こうした問題は、家庭内の問題であることや、本人・家族に自覚がないことなどから、これまで課題として顕在化してこなかったものである。支援が必要であっても表面化しにくい構造であることに留意する必要がある。
- 2 支援にあたっては、ヤングケアラー本人の意思を尊重して行われることが重要であり、子どもの権利及び利益を最大限に尊重し、ヤングケアラーの自覚の有無を問わず、子どもの不利益にならないよう留意することが必要であることを示すものである。

(子どもの貧困対策)

第18条の3 県は、子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえ、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、県内の状況に応じた施策の実施に努めるものとする。

(令5条例9・追加)

【要 旨】

県が行う子どもの貧困対策に関する施策の基本的な考え方を規定したものである。

【解 説】

- 1 子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえ、子どもの貧困対策については、国を挙げて取り組んでおり、県においても、県内の実情に応じて取り組むことを明示したものである。
- 2 なお、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第4条においても、地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協

力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するものとされている。

第2章 子どもの健全な育成

第1節 乳幼児の出生及び発達の保障

(妊産婦及び乳幼児の健康管理体制の整備)

第19条 県は、妊産婦及び乳幼児に対し、市町が行う妊産婦健診及び乳幼児健診が効果的に実施されるよう支援に努めるとともに、医療機関、助産所その他の関係機関と連携し、妊娠初期から出産、育児に至るまでの一貫した心身の健康管理体制の整備に努めるものとする。

【要 旨】

妊産婦及び乳幼児の健康管理体制の整備について、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

県が、母子保健事業の推進を図るとともに、保健師等の人材の育成や産科、小児科、精神科等の医療機関との連携を進め、保健・医療の両面にわたる母子保健の充実などの取り組みを推進することを定めたものである。

(デジタル社会における乳幼児の心身の発達を守るための支援)

第19条の2 県は、乳幼児の心身の発達の特徴を踏まえ、スマートフォン、タブレット型端末その他映像を表示する電子機器の過度な利用による影響から乳幼児の心身の発達を守るため、市町、医療機関その他関係機関と連携して、乳幼児を養育する保護者及び県民の理解を深めるための啓発その他必要な施策の推進に努めるものとする。

(令4条例31・追加)

【要 旨】

デジタル社会における乳幼児の心身の発達を守るための支援について規定したものである。

【解 説】

今後ますます推進されるデジタル社会において、乳幼児期は視力や言葉など心身が発達する重要な時期であり、乳幼児の心身の発達を守るための環境づくりが大切であるため、県は、スマートフォンやタブレット型端末その他映像を表示する電子機器の過度な利用による影響について、乳幼児を養育する保護者や県民の理解を深めるための啓発その他必要な施策の推進に努めることを定めたものである。

(妊産婦及び子どもの医療体制の整備)

第20条 県は、妊産婦及び子どもが地域において必要な医療を受けることができるよう、その体制の整備に努めるものとする。

2 県は、夜間における子どもの病気に対する保護者の不安等に対応するため、小児科医等による相談体制の整備に努めるものとする。

3 県は、乳幼児を養育する保護者に対し、乳幼児の疾病の予防及び対応に関する情報の提供に努めるものとする。

【要 旨】

妊産婦及び子どもの医療体制の整備について、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

1 県が、妊産婦や子どもが地域において適時、適切な医療を受けられるよう、産科医師や小児科医師の確保など、周産期医療や小児医療の充実の取組みを推進することを定めたものである。

2 県が、夜間における子どもの病気に対する保護者の不安等の解消のため、小児救急電話相談体制の整備を図ることを定めたものである。

(総合母子医療センター)

第21条 知事は、周産期において妊産婦及び新生児に対して高度かつ集中的な医療を常時提供することができる医療機関を総合母子医療センターとして指定することができる。

2 総合母子医療センターは、緊急に医療を必要とする妊産婦及び新生児が円滑に搬送されるよう、あらかじめ、受け入れることができる医療機関の情報を適時に収集し、関係者に提供しなければならない。

3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、総合母子医療センターの設置者に対し、その業務に関し報告を求め、又は当該業務の改善について勧告することができる。

4 知事は、総合母子医療センターの設置者が、正当な理由なく、前項の規定による報告をせず、又は勧告に従わないときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。

【要 旨】

総合母子医療センターの指定等について規定したものである。

【解 説】

- 1 県が、妊娠、出産に伴う母子の病気に対して、適切な治療を提供する周産期医療体制の充実を図ることを定めたものである。
- 2 知事は、重度の妊娠中毒症や切迫流産などリスクの高い妊婦のための母体・胎児集中治療室や、高度な新生児医療が必要な未熟児を受け入れる新生児集中治療室を完備し、専任スタッフが24時間体制で適切な医療を提供する総合的な母子医療センターを指定することができることを定めたものである。
- 3 知事の指定を受けた総合母子医療センターは、緊急治療の必要な妊産婦、新生児を円滑に搬送するため、母体及び新生児の受け入れ医療機関の空床情報をインターネット上に公開するなどの対応をしなければならない。

(子どもの疾病の早期発見等のための体制の整備)

第22条 県は、先天性代謝異常その他の障害の原因となる子どもの疾病について、早期発見、早期対応等に資するよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

【要 旨】

子どもの疾病の早期発見等の体制整備について、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

県が、先天性代謝異常等スクリーニング検査を行うなど、子どもの障害を予防するための体制整備を図ることを定めたものである。

(子どもの障害等に対する支援)

第23条 県は、障害等（障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害及び同条第二号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活若しくは社会生活に相当な制限を受ける状態にあること又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第一条に規定する難病若しくは児童福祉法第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病にかかっていることをいう。以下この章及び次章において同じ。）を有する子ども及びその家族に対し、障害等の早期発見及びこれらの者の悩み、不安等の解消に資するよう、障害等に関する専門的な相談、情報提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(平27条例17・一部改正)

【要 旨】

障害等のある子どもやその家族への支援について、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

県が、障害等のある子どもが身近な地域で安心して生活ができるよう、障害等のある子ども一人一人の必要に応じて、発達障害支援センター、難病相談・支援センター、高次脳機能障害相談・支援センターの運営などにより、きめ細かな支援を行うことを定めたものである。

(子どもの事故予防のための啓発活動の推進)

第24条 県は、子どもに関する事故の予防に資するため、事故情報の収集と事故予防のための啓発活動の推進に努めるものとする。

【要 旨】

子どもの事故予防に、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

県が、家庭や幼稚園・保育所・認定こども園、地域における子どもの事故を低減するため、事故情報の収集、発信を行い、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを推進することを定めたものである。

(妊娠、出産、不妊等に関する情報提供等)

第25条 県は、若者が安心して子どもを生き、育てることができるよう、妊娠、出産等に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

2 県は、不妊に関する相談体制の整備及び適切な情報提供を推進するとともに、不妊治療に関して初期の段階から高度な治療までの一貫した支援に努めるものとする。

3 県は、様々な事情により妊娠の継続に不安を有する者に対する専門の相談体制の整備に努めるものとする。

(平27条例17・一部改正)

【要 旨】

妊娠、出産、不妊等に関する情報提供等について、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

1 若者が安心して子どもを生き、育てることができるよう、県が、大学生などの若い世代に対し、妊娠・出産等に関する医学的な情報提供を行うことを定めたものである。

- 2 県が、不妊で悩む夫婦に対し、不妊に関する相談等の体制を整備するとともに、体外受精や顕微授精など高額な医療費のかかる不妊治療費の一部を助成し、不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図ることを定めたものである。
- 3 県が、若年や未婚で妊娠した場合など、妊娠を巡って問題を抱える県民のための妊娠に関する専門相談窓口の設置など相談体制の整備を図ることを定めたものである。

(乳幼児登録園)

第26条 市町長は、乳幼児の発達及びその保護者の子育てを支援するため、次に掲げる業務を行うことができる施設を乳幼児登録園として指定することができる。

- (1) 同年齢若しくは異年齢の乳幼児又はその保護者との交流の場の提供に関する業務
- (2) 子育てについての相談、指導等に関する業務
- (3) 食育等についての学習の機会、情報の提供等に関する業務
- (4) 乳幼児の一時保育又はこれを適切に実施することができる者を紹介する業務

2 市町長は、乳幼児を養育する保護者又は妊婦若しくはその配偶者に対し、前項の規定により指定した乳幼児登録園に関する情報の提供に努めるものとする。

3 乳幼児を養育する保護者又は妊婦若しくはその配偶者は、主として利用しようとする乳幼児登録園をその乳幼児登録園を通じて市町に登録することができる。乳幼児登録園を変更する場合も同様とする。

4 乳幼児登録園は、前項の規定による登録に係る乳幼児の発達又はその保護者の子育てを支援するため必要と認めるときは、市町、民生委員、児童委員、保健師、産婦人科医、小児科医、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項に規定する発達障害者支援センターをいう。）等と連携して、当該乳幼児及びその保護者が必要とする支援を受けられるよう努めるものとする。

5 市町長は、この条例の施行に必要な限度において、乳幼児登録園の設置者に対しその業務に関し報告を求め、又は当該業務の改善について勧告することができる。

6 市町長は、乳幼児登録園の設置者が、正当な理由なく、前項の規定による報告をせず、又は勧告に従わないときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。

(令2条例19・一部改正)

【要 旨】

乳幼児登録園（マイ保育園）について規定したものである。

【解 説】

- 1 乳幼児登録園（マイ保育園）は、妊娠時から特に3歳未満のすべての子育て家庭の育児不安の解消を図ることを目的としている。
- 2 市町長は、妊婦への育児体験（おむつ替え、ミルク授乳、沐浴、手遊びなど）や、出産後の一時保育サービス、保育士等による育児相談を行う幼稚園、保育所又は認定こども園などを乳幼児登録園（マイ保育園）として指定することができる。
また、市町長は、子育て家庭に対し、乳幼児登録園（マイ保育園）に係る制度の周知に努めるものとする。
- 3 乳幼児登録園（マイ保育園）を利用しようとする者は、希望する乳幼児登録園（マイ保育園）を市町に登録するものとする。

（在宅育児支援調整員）

第26条の2 市町長は、子ども及びその保護者の身近な場所において、次に掲げる事務を担当させるため、在宅育児支援調整員を置くことができる。

- 1 子育て支援について、子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び関係機関との連絡調整等を行うこと。
- 2 乳幼児登録園に対し、次条に規定する乳幼児発達支援計画の作成に関する助言及び指導を行うこと。
- 3 次条に規定する乳幼児発達支援計画の内容の充実を図るため、第28条に規定する在宅育児支援専門員、保健師その他関係者との連絡及び調整を行うこと。
- 4 前各号に掲げるもののほか、必要な支援を行うこと。

（平27条例17・追加）

【要 旨】

在宅育児支援調整員（子育て支援総合アドバイザー）について規定したものである。

【解 説】

- 1 市町長は、利用者支援事業や地域子育て支援拠点を行う場所等、子ども及びその保護者の身近な場所に、在宅育児支援調整員（子育て支援総合アドバイザー）を置くことができる。
- 2 在宅育児支援調整員（子育て支援総合アドバイザー）は、子育て支援に関する子どもの保護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供、助言及び関係機関との連絡調整等を行う。
- 3 次条に規定する乳幼児発達支援計画（子育て支援プラン）の作成について、子育てに対する不安がより大きい家庭に対しては、在宅育児支援調整員（子育て支援総合アドバイザー）の助言・指導の下、第28条に規定する在宅育児支援専門員（子育て支援コー

ディネーター)や保健師、市町関係課等が連携し、その家庭の状況に応じたよりきめ細かな支援を行うためのプランを作成する。

(在宅育児支援事業者)

第27条 市町長は、乳幼児の発達及びその保護者の子育てを支援するため、乳幼児の発達を支援する計画（以下この条及び次条において「乳幼児発達支援計画」という。）を作成する業務その他必要と認められる業務を適正かつ確実に行うことができると認める者を在宅育児支援事業者として指定することができる。

2 乳幼児発達支援計画は、在宅育児支援事業者が次に掲げる事項につき乳幼児の保護者からの求めに応じてその乳幼児ごとに作成するものとする。

(1) 乳幼児登録園が実施する事業及び子育て支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。次条において同じ。）の利用の予定

(2) 幼稚園、保育所又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条第2項に規定する認定こども園をいう。第29条において同じ。）への入園又は入所の予定

(3) 乳幼児の就学期までの間における保護者の就労及び育児休業の取得の予定

(4) 前3号に掲げるもののほか、乳幼児の発達及びその保護者の子育てを支援するために必要な事項

3 在宅育児支援事業者は、子育ての第一義的な責任を有するのは保護者であるとの認識の下、保護者とともに乳幼児の発達を支援することを旨とするとともに、乳幼児発達支援計画の作成に当たっては、保護者の希望、その乳幼児の発達に必要な支援の内容その他の事情を総合的に勘案することとし、当該保護者の同意を得なければならない。

4 市町長は、この条例の施行に必要な限度において、在宅育児支援事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又は当該業務の改善について勧告することができる。

5 市町長は、在宅育児支援事業者が、正当な理由なく、前項の規定による報告をせず、又は勧告に従わないときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。

(平27条例17・追加)

【要 旨】

在宅育児支援事業者について規定したものである。

【解 説】

1 在宅育児支援事業者は、在宅で育児を行う子育て家庭を対象に、乳幼児の発達及びその保護者の子育てを支援するため、介護保険制度におけるケアプランの育児版ともいえ

る乳幼児発達支援計画（子育て支援プラン）を作成するなどの業務を行うものであり、市町長が指定できるものである。

- 2 乳幼児発達支援計画（子育て支援プラン）は、次条に規定する在宅育児支援専門員（子育て支援コーディネーター）が、希望家庭と相談しながら作成するもので、その内容は、親の仕事や外出の都合に合わせて、一時保育や地域子育て支援拠点等、地域の子育て支援サービスの利用回数や日時を決めるものである。

また、子育てに対する不安がより大きい家庭に対しては、関係機関との連携の下、その家庭の状況に応じたよりきめ細かな支援を行うためのプランを作成する。

（在宅育児支援専門員）

第28条 在宅育児支援事業者は、その業務に関して、次に掲げる事務を担当させるため、在宅育児支援専門員（知事が指定する研修その他の課程を修了した者であつて県に備え付けた在宅育児支援専門員名簿に登録されたものをいう。）を置かなければならない。

- (1) 乳幼児の発達及びその保護者の子育てについて、当該保護者からの相談に応じ適切な助言を行うこと。
- (2) 乳幼児発達支援計画の作成のために必要な調査を行うこと。
- (3) 乳幼児発達支援計画の作成に当たって、県、市町、乳幼児登録園、子育て支援事業を行う者、乳幼児の保護者を雇用する事業主その他の関係者との連絡及び調整を行うこと。
- (4) 乳幼児発達支援計画の対象とする乳幼児及びその保護者について継続的に状況を把握すること。
- (5) 障害等を有することにより特別な配慮を必要とする乳幼児又はその保護者が必要な支援を受けられるよう関係機関との連絡及び調整を行うこと。

【要 旨】

在宅育児支援専門員（子育て支援コーディネーター）について規定したものである。

【解 説】

- 1 在宅育児支援専門員（子育て支援コーディネーター）は、知事が指定する研修その他の課程を修了した者で、県独自の資格として、県が備え付ける在宅育児支援専門員名簿に登録される。
- 2 在宅育児支援専門員（子育て支援コーディネーター）は、在宅で育児を行う子育て家庭を対象に、乳幼児の発達及びその保護者の子育てを支援するため、乳幼児発達支援計画（子育て支援プラン）を作成するなどの業務を行うものである。

(未就園児対策)

第28条の2 市町長は、未就園の乳幼児（以下この条において「未就園児」という。）の発達及びその保護者の子育てを支援するため、次に掲げる業務を行うことができる施設を未就園児登録園として指定することができる。

一 通園に準じた保育サービスの提供に関する業務

二 子育てについての相談、指導等に関する業務

2 市町長は、未就園児を養育する保護者の実態把握に努めるとともに、当該保護者に対し、前項の規定により指定した未就園児登録園に関する情報の提供に努めるものとする。

3 未就園児を養育する保護者は、利用しようとする未就園児登録園をその未就園児登録園を通じて市町に登録することができる。未就園児登録園を変更する場合も同様とする。

4 未就園児登録園は、第一項各号の規定に掲げる業務を行う際は、当該未就園児が同世代の子どもや親以外の大人との関りの中で健やかに育つ機会を確保され及びその保護者が必要とする支援を受けられるよう努めるものとする。

5 市町長は、この条例の施行に必要な限度において、未就園児登録園の設置者に対し、その業務に関し報告を求め、又は当該業務の改善について勧告することができる。

6 市町長は、未就園児登録園の設置者が、正当な理由なく、前項の規定による報告をせず、又は勧告に従わないときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。

(令5条例9・追加)

【要 旨】

未就園児対策（在宅育児家庭通園保育モデル事業）について規定したものである。

当該事業は、地域の保育施設を活用して、保育施設に通所していない子ども（未就園児）と在園児が等しく発達成長できる機会の確保と、育児疲れによる負担を抱える保護者支援に取り組むものである。

【解 説】

- 1 住民サービスの実施主体である市町が、未就園児とその保護者を支援するため、管内の空き定員のある保育施設を未就園児登録園と指定できる旨を規定したものである。
- 2 市町が、未就園児とその保護者の実態把握を行うこと、子どもの発達成長の機会の確保のため、保護者に情報提供による利用勧奨を行う旨を規定したものである。
- 3 保護者の未就園児登録園の利用手続きについて規定したものである。
- 4 未就園児登録園の未就園児とその保護者への支援の考え方を規定したものである。

- 5 第1項の市町の未就園児登録園の指定に伴う、市町の未就園児登録園への指導権限、取り消し権限を規定している（第6項、第7項）

（幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携）

第29条 県は、乳幼児から青少年への連続的な発達並びに幼稚園、保育所又は認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）における教育及び保育から小学校及び義務教育学校の前期課程（以下この条において「小学校等」という。）における教育への円滑な移行を図るため、幼稚園等において乳幼児が小学校等以後の生活及び学習の基盤となる教育及び保育を受けることができるよう支援に努めるとともに、幼稚園等と小学校等との連携を図る体制の整備に努めるものとする。
（平28条例28・一部改正）

【要 旨】

幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校等との連携について、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

県では、幼児期から児童期への発達と学びの連続性を確保するため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭と小学校教諭の意見交換や合同の研究会・研修会、保育参観・授業参観、幼児と児童の交流等により、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校が連携や相互理解を深め、幼稚園等における教育・保育と小学校教育との円滑な接続が図られるよう進めるものである。

第2節 青少年の健全な育成

（相談支援体制の整備等）

- 第30条 県は、県民が子どもの基本的人権に関して意識を高め、理解を深めるための広報啓発活動、学習機会の確保等に努めるものとする。
- 2 県は、青少年に対し、家庭、学校等における様々な人間関係に起因する悩みについて第三者に相談する機会を確保し、いじめ、虐待その他の子どもの基本的人権を侵害する行為による被害を防止するよう努めるものとする。
- 3 県は、民間団体等と協力し、青少年の置かれた様々な事情に対応できるよう多様な相談支援体制の整備に努めるものとする。

【要 旨】

青少年に対する相談支援体制の整備等について、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

- 1 子どもは一人の人間としてその権利を尊重されなければならない。特に、いじめや虐待は、子どもに対する重大な人権侵害である。このため、県が、子ども自身はもとより県民に対し、子どもの人権について学習の機会を幅広く提供するなど、人権意識の醸成を図ることを定めたものである。
- 2 青少年期は、心身ともに成長過程にあり、一つ一つの悩みや課題を自分なりに解決し、たくましく乗り越えていくことで、人として成長していく時期でもある。また、同時に心が不安定で、未成熟な時期でもある。
- 3 このため、県が、一人で悩みを抱える青少年に対して、適切に助言・支援できるよう、健康福祉部（児童相談所や保健福祉センター等）、教育委員会（教育センター等）、警察本部（少年サポートセンター等）の各相談機関や、電話相談を実施する民間団体などが相互に連携・協力した相談支援体制の整備を図ることを定めたものである。

（子ども交流センター）

第31条 県は、子ども交流センターにおいて次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 青少年が健全な遊び、文化芸術活動等を体験するための機会の提供に関する業務
 - (2) 青少年の健全な育成についての情報の提供、相談等に関する業務
 - (3) 地域の児童館その他の関係機関の活動の支援に関する業務
 - (4) 青少年の健全な育成を図るために必要な遊びに関する調査研究及び指導者の育成に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 2 知事は、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認める者にその業務を委託することができる。

【要 旨】

子ども交流センターに関する規定である。

【解 説】

子ども交流センターの主な業務は次のとおりである。

- 1 1号関係
 - (1) 遊びを通じた児童の集団及び個別の指導
 - ・正月、節分、節句などの季節に応じた子どもの年中行事
 - ・絵画、科学実験、卓球、吹奏楽など公募による会員制クラブの指導

- (2) 質の高い科学的な遊びや展示
 - ・市町の児童館では実施できない質の高い科学実験、サイエンスショー、宇宙教室、自然観察会、栽培・飼育の実施、プラネタリウムの投映
- (3) I T適正利用の広報センター
 - ・インターネット安心利用教室
 - ・有害ゲーム、ビデオ等の有害情報やその対策等の広報
- (4) モデル的な中高校生の「居場所づくり」

2 2号関係

子育て支援情報の発信

- ・中高校生と幼児とのふれあう機会の提供
- ・乳幼児からお年寄りまで幅広い世代の人々が集いくつろぐことのできる場の提供

3 3号関係

- (1) 県内児童館の指導及び連絡調整 等
- (2) 市町児童厚生員の育成 等

4 4号関係

遊びや指導技術の開発・普及

5 5号関係

- (1) 産学官の連携
 - ・民間企業、大学・専修学校と連携し、専門の知識や経験を有する講師を招聘するとともに、技術指導や展示物を出展
- (2) ボランティアの活用
 - ・児童健全育成の関係団体はもとより、教員、教員経験者、学生などのボランティアを積極的に受け入れる。

(放課後等における活動場所の確保等)

第32条 県は、青少年に対し、放課後等において、安全で安心な活動場所を確保するとともに、スポーツ、文化活動、地域住民との交流等の多様な活動ができる環境を整備するよう努めるものとする。

2 県は、市町が行う放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）が適正かつ円滑に行われるよう、市町に対する必要な助言及び適切な援助を行うものとする。

(令2条例19・一部改正)

【要 旨】

本条は、児童の放課後等における活動場所の確保等について、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

- 1 県が、すべての子どもを対象として、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進することを定めたものである。
- 2 現在、市町が実施している放課後児童クラブは、昼間保護者が労働等で家庭にいない小学生に放課後の安定した遊び及び生活の場を保障していくという大きな役割を担っており、共働き、母子・父子家庭の増加に伴い、その必要性はますます高まってきている。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、市町は「設備運営基準」を条例で定めたが、放課後児童クラブのより一層の質の向上が図られるよう、県が、市町に対して必要な助言及び適切な援助をすることを定めたものである。

（有害環境の浄化活動、非行防止活動等の推進）

第33条 県は、青少年に対する悪影響が懸念される有害環境の浄化活動及び地域における青少年の非行防止活動並びにこれらの広報啓発活動を推進するものとする。

- 2 保護者は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為、環境等から青少年を保護するよう努めるものとする。

【要 旨】

青少年を取り巻く有害な社会環境の浄化や非行防止活動に県が積極的に取り組むことや保護者の責務について規定したものである。

【解 説】

青少年の健全な育成を阻害し、又は非行を誘発するおそれのある行為の規制については、第3節「青少年の健全な育成を阻害する行為の規制」に規定し、必要な措置を講じることとしているが、本条では、これらの措置を合わせて、青少年を取り巻く社会環境の整備のための関係者や県民、保護者に対する啓発、非行の徴候を早期に発見し、善導するなど、非行を防止する諸活動の推進及びそのための体制整備等を図ろうとするものである。

（携帯型情報通信機器の適切な利用）

第33条の2 県は、青少年によるスマートフォン、タブレット型端末その他インターネット接続が可能な携帯型の電子機器（以下この条において「携帯型情報通信機器」という。）の適切な利用に関する県民の理解を深めるため、啓発その他の施策の推進

に努めるものとする。

- 2 県は、学校その他関係機関と連携して、青少年が携帯型情報通信機器を適切かつ有効に活用する能力を発達段階に応じて習得することができるよう、学校教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育その他の施策の推進に努めるものとする。
- 3 保護者は、青少年の携帯型情報通信機器の利用に当たり、青少年の年齢、発達段階等を考慮の上、青少年と話し合い、その利用に関する基準づくりその他の適切な対応に努めるものとする。
- 4 保護者、地域団体、学校関係者その他の青少年の健全育成に携わる者は、相互に連携して、携帯型情報通信機器の適切な利用に関する取組の促進に努めるものとする。
(平21条例35・追加、平28条例28・一部改正、令4条例31・一部修正)

【要 旨】

青少年の携帯型情報通信機器の適切な利用に関する規定である。

【解 説】

- 1 第1項は、県が、青少年の携帯型情報通信機器の適切な利用に関する県民の理解を深めるために、青少年とその保護者、携帯電話インターネット事業者、学校関係者、地域団体等に対して、啓発やその他の施策の推進を図ることを定めたものである。
- 2 第2項は、県が、学校その他の関係機関と連携し、青少年の発達段階に応じて、情報モラル、リテラシー教育を実施するなど、インターネットの適切な利用に関する教育などの施策の推進に努めることを定めたものである。
- 3 第3項は、保護者に対し、青少年の年齢や発達段階、家庭環境等を考慮し、家庭内で青少年と話し合い、利用に関する基準やルールをつくるなどの適切な対応に努めることを求めるものである。
- 4 第4項は、青少年の携帯型情報通信機器の適切な利用促進のためには、保護者、地域団体、PTA、教職員等の学校関係者、青少年育成推進指導員等、関係者が連携を図る必要がある。

(インターネットの利用環境の整備)

- 第34条 県は、青少年がインターネットの利用に関して適切な判断力を養うことができるよう、インターネットの適正な利用に関する普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする。
- 2 保護者及び青少年の健全な育成に携わる者は、インターネットの利用により得られる情報であって、その内容が青少年の性的感情を刺激し、又は青少年の粗暴性若

しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの（以下この条において「インターネットの利用による有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めるものとする。

3 保護者は、フィルタリング（インターネットの利用による有害情報を一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。）の機能を有するソフトウェアを利用したサービス（以下この条及び次条において「フィルタリングサービス」という。）の利用その他の適切な方法により、青少年がインターネットを適正に利用できるよう努めるものとする。

4 インターネット接続サービスを提供する者（次項において「インターネット事業者」という。）は、フィルタリングサービスを提供することにより、インターネットの利用による有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めるものとする。

5 インターネット事業者は、その提供するサービスの内容について利用者と契約を締結する際には、青少年の利用が見込まれるかどうかを確認し、青少年の利用が見込まれる場合においては、フィルタリングサービスを提供する旨を告知し、フィルタリングサービスの利用を勧奨するとともに、フィルタリングサービスを利用することが可能であることを標準的な契約の内容とするよう努めるものとする。

6 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、フィルタリングサービスの利用その他の適切な方法により、インターネットの利用による有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めるものとする。

（平21条例34・一部改正）

【要 旨】

青少年のインターネットの利用環境の整備に関する規定である。

【解 説】

- 1 第1項は、県が、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るために、青少年、保護者及び青少年の育成に関わる者などに対して、インターネットの利用に伴う危険性、フィルタリングの利用、過度の利用による弊害、インターネットを利用する際のマナーやルール等について普及啓発や教育を行い、青少年がインターネットを適正に利用することができるよう施策の推進を図ることを定めたものである。
- 2 第2項は、インターネット上の有害情報によって青少年の健全な育成が阻害されるおそれがあることから、保護者及び青少年の育成に関わる者に対して、家庭、地域社会、学校、その他の公共の場において、青少年に対し、適正にインターネットを利用させるよう求めるものである。

- 3 第3項は、保護者に対して、青少年が様々な媒体（携帯電話、スマートフォン、音楽プレーヤー、ゲーム機等）を利用してインターネットを利用することに配慮し、インターネットプロバイダ等が提供するフィルタリングサービスを利用する等の対策を行うことにより、青少年がインターネットを適正に利用できるよう努めることを求めるものである。
- 4 第4項は、インターネットを利用する者が、携帯電話やパソコンなどを利用してインターネットに接続する場合、インターネットプロバイダと契約する必要があるが、こうしたインターネットプロバイダに対して、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報を取り除くためのフィルタリングサービスを利用者に提供するように努めることを求めるものである。
- 5 第5項は、インターネットプロバイダに対し、
 - (1) 利用者と契約を行う際は、青少年が利用するかどうかを確認すること
 - (2) 青少年が利用する場合には、フィルタリングサービスを提供していることを利用者に伝え、その利用を勧めること
 - (3) フィルタリングサービスを提供することを標準的な契約内容とすること
に関して、責務を規定したものである。
- 6 第6項は、広く県民にインターネットを利用することのできる端末設備（パソコン等）を利用させる施設（有料、無料及び公共施設、営利施設を問わない）の関係者に対して、青少年がインターネットを利用する（させる）際の自主的な努力義務を規定したものである。その自主的な措置の具体例としては、
 - (1) フィルタリングシステムを利用した専用のパソコンを設置すること
 - (2) 青少年の利用状況に応じて見回りを多くすること
 - (3) 青少年が有害情報に接続してはならない旨の警告文を表示すること
 - (4) 会員制を採用し、会員登録の際に年齢を確認すること等が考えられる。

(フィルタリングサービスの利用等の特例)

第34条の2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下この条において「環境整備法」という。)第13条1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下この条において同じ。)は、環境整備法第14条に規定する説明をするときは、書面又は電子計算機の映像面に表示する方法により説明しなければならない。

2 保護者は、環境整備法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービス

を利用しない旨の申出をする場合には、規則で定めるところにより、青少年の業務又は日常生活においてフィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他の事項を記載した書面(当該理由その他の事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録をいう。))を含む。次項において同じ。)を携帯電話インターネット接続役務提供事業者(環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。)に提出しなければならない。

- 3 保護者は、環境整備法第16条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合には、規則で定めるところにより、フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しないことが正当である理由として規則で定める理由その他の事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。
- 4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、第2項又は前項の書面の提出を受けた場合に限り、環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務であってフィルタリングサービスを利用しないものを提供すること又はフィルタリング有効化措置を講じていない特定携帯電話端末等を販売することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、規則で定めるところにより当該書面を保存しなければならない。
- 5 知事は、前各項の規定の施行に必要な限度において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等及び保護者に対し、これらの規定による措置の実施状況その他必要な事項について、報告をさせることができる。
- 6 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第1項若しくは第4項の規定に違反していると認めるとき、又は正当な理由なく前項の報告をしないときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 7 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。ただし、同項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の違反が特に悪質と認められる場合として規則で定める場合においては、同項の規定による勧告を経ずに公表することができる。
- 8 知事は、第6項の規定による勧告をしようとするとき、又は前項ただし書の規定による公表をしようとするときは、第58条第1項に規定する石川県子ども政策審議会の意見を聴く前に、あらかじめ、第6項又は前項の携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、弁明の機会を与えなければならない。

【要 旨】

青少年の携帯電話のフィルタリングサービスの利用等に関する規定である。

- 1 第 1 項は、携帯電話インターネット接続役務に係る契約を行う際の携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の義務を規定したものである。
 - (1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等とは、携帯電話端末等を利用してインターネットに接続するサービスを提供する携帯電話・PHS 事業者、及び、これらの契約の締結、取り次ぎ又は代理などを行う者（販売代理店等）（以下本条解説において「事業者」という。）である。
 - (2) 環境整備法第 1 4 条に規定する説明とは、役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年である場合は当該青少年に、携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ当該契約の相手方がその青少年の保護者である場合には保護者に対し、
 - ・ 携帯電話端末等からのインターネットの利用により、青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨
 - ・ 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに第 1 6 条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容について説明することであり、その説明を書面やディスプレイなどによりおこなわなければならない旨を規定している。
- 2 第 2 項は、「環境整備法」第 1 5 条ただし書きの規定により青少年のインターネット利用について、フィルタリングサービスを利用しない旨の申し出をする保護者に対して、規則で定めるやむを得ない理由を記載した書面等（電磁的記録を含む）を事業者に提出しなければならない旨を規定したものである。
- 3 第 3 項は、「環境整備法」第 1 6 条ただし書きの規定によりフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない保護者に対して、規則で定める正当な理由した書面（電磁的記録を含む）を事業者に提出しなければならない旨を規定したものである。

第 2 項、第 3 項にある「規則で定める理由その他の事項を記載した書面」は、本条例施行規則で次のとおり定めている。

(フィルタリングサービスを利用しない旨等の申出をする場合に提出する書面の記載事項)

第 1 条の 2 条例第 3 4 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定による書面の提出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 書面を提出する保護者の住所、氏名及び電話番号
- (2) 役務提供契約（環境整備法第 1 3 条第 1 項に規定する役務提供契約をいう。）

に係る携帯電話端末等の電話番号

(3) 次項又は第3項に規定する理由

2 条例第34条の2第2項の規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

(1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労している場合において、フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。

(2) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

(3) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が条例第34条第2項に規定するインターネットの利用による有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように、当該青少年の保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用の状況を適切に把握していること。

(4) 前3号に掲げる理由に準ずるものとして知事が別に定める理由

3 条例第34条の2第3項の規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

(1) 保護者が自らの判断と責任において、フィルタリング有効化措置を講ずること。

(2) 前号に掲げる理由に準ずるものとして知事が別に定める理由

(平21規則39・追加、平30規則3・一部改正)

4 第4項は、第2項又は第3項に規定により保護者から書面等の提出があった場合に限り、事業者は、青少年のインターネット利用について、フィルタリングサービス又はフィルタリング有効化措置を講じていない特定携帯電話端末等提供を販売することができることを規定したもの。この場合において、書面等を規則で定める方法により保存しなければならない旨を規定したものである。「規則で定める方法」は、本条例施行規則で次のとおり定められている。

(書面の保存)

第1条の3 条例第34条の2第4項後段の規定による書面（電磁的記録として提出されたものを除く。）の保存は、当該書面に記載された事項を記録した電磁的記録の保存をもって代えることができる。

2 条例第34条の2第4項後段の規定による書面の保存期間は、同条第2項若しくは第3項に係る契約が終了し、若しくは解除された日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間とする。

(平30規則3・全改)

- 5 第5項は、第1項から第4項に規定された事項が適正に行われているかどうかの状況その他必要な事項について、知事は、保護者及び事業者に対して報告させることができる旨を規定したものである。
- 6 第6項は、第1項に違反し事業者が書面等による説明を行わなかった場合、第4項に違反し事業者が保護者からの書面等の提出がないにもかかわらずフィルタリングサービスの提供や有効化措置を講じなかった場合や書面の保存を行っていない場合、又は事業者が正当な理由なく第5項の報告をしない場合に、知事は必要な措置をとるよう勧告することができる旨規定したものである。
- 7 第7項は、第6項による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合に、知事は、当該勧告を受けた事業者の名称、住所、当該勧告の内容を公表することができることを規定したものである。

違反が特に悪質と認められる場合として規則で定める場合においては、勧告を行うことなく公表することができる。「規則で定める場合」は次のとおり規定されている。

(特に悪質と認められる場合)

第1条の4 条例第34条の2第7項ただし書の規則で定める場合は、違反の程度、回数その他の事情を勘案して、青少年の健全な育成に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合とする。

(平21規則39・追加、平30規則3・一部改正)

- 8 第8項は、フィルタリング規制について、事業者に対し勧告又は公表をしようとするとき、子ども政策審議会の意見を聴く前に弁明の機会を与えなければならない旨を規定したものである。弁明の機会としては、事業者に対し、意見を述べ又は書面を提出する機会を与えるものとしており、またその方法は電話でも証拠書類の郵送のどちらでもよいものとするが、書面の提出がより望ましい。

また、弁明の機会を与えた後、勧告・公表の前に子ども政策審議会の意見を聴くものとしているのはその公正性と妥当性を確保するためである。

(青少年育成指導者の確保等)

第35条 県は、青少年の健全な育成に携わる指導者及びボランティアの養成及び確保並びに青少年の健全な育成を目的とする団体の活動に対する支援に努めるものとする。

2 知事は、地域における青少年の健全な育成に熱意を有する者のうちから、青少年育成推進指導員を委嘱するものとする。

3 青少年育成推進指導員は、市町その他関係機関と連携して、青少年の社会参加活

動、非行防止活動その他の活動を行うものとする。

【要 旨】

青少年指導者等の養成や確保について、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、県が、青少年を健全に育成するための職業的指導者及び有志指導者（ボランティア）を含む青少年育成者や青少年指導者等の設置及びそれらに対する各種の研修の実施や相互連携の推進などその量的確保と質の向上を図ることを定めたものである。
- 2 第1項の「青少年の健全な育成を目的とする団体」とは、青少年の健全な育成を目的とし、青少年指導者と少年が集まって構成する団体（子ども会、スポーツ少年団等）、及び青少年にのみによって組織され、運営される団体（青年団等）をいう。
- 3 第2項の青少年育成推進指導員は、次のいずれにも該当する者のうちから、市町長の推薦により知事が委嘱するものとし、任期は2年とする。（再任は妨げない。）
 - (1) 青少年問題に理解と関心を有する者
 - (2) 県内に在住する30歳以上の者
- 4 第3項に規定する青少年育成推進指導員の職務は次のとおりである。
 - (1) 青少年の自立と社会参加の促進に関すること。
 - (2) 健全な家庭づくりの推進に関すること。
 - (3) 地域における非行防止活動及び社会環境の浄化に関すること。
 - (4) 県、市町、関係団体との連絡調整に関すること。

（功績者等の表彰）

第36条 知事は、青少年の健全な育成について、特に顕著な功績があったと認められる者又は青少年若しくは青少年の団体で他の模範になると認められるものを表彰することができる。

【要 旨】

青少年の健全な育成のために特に顕著な功績があった育成者又は青少年自身若しくは青少年団体で、その活動が他の模範になるものを、知事が表彰することができることを規定したものである。

【解 説】

- 1 この表彰は、被表彰者の功績をたたえとともに、青少年問題に対する社会の関心を高めるために行うものである。

- 2 「功績があったと認められる」又は「他の模範になると認められる」とは、その功績が客観的に認められることをいう。

(優良図書等の推奨)

第37条 知事は、図書等（次条第2号に規定する図書等をいう。）、映画及び演劇について、その内容が子どもの健全な育成を図るため特に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

- 2 知事は、前項の規定による推奨をしたときは、その旨を公表するとともに、効果的に周知するよう努めるものとする。

【要 旨】

子どもの健全育成を図るうえで特に有益である図書等、映画、演劇を知事が推奨できることを規定したものである。

【解 説】

- 1 子どもが、情操を高め、正しい知識と教養を深め、豊かな人間性をもった健全な社会人に成長するために、すぐれた文化財（出版物、映画、演劇、ラジオ、テレビ、紙芝居、がん具等）に接することは、大変意義深いことである。
- 2 「図書等」とは、書籍その他の刊行物、音楽、美術、芸能、がん具等の文化財をいう。
- 3 推奨は、知事が、本条例に基づき設置する「子ども政策審議会」の意見を聴いて行う。

第3節 青少年の健全な育成を阻害する行為の規制

(定義)

第38条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。
- (2) 図書等 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム又は映像等記録媒体（録音テープ、録音盤、録画テープ、録画盤その他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声が再生されるものをいう。）をいう。
- (3) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示され、又は頒布されるものであって、看板、はり紙、はり札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (4) がん具等 がん具、刃物その他これらに類するもの（銃砲刀剣類所持等取締法

(昭和33年法律第6号)第2条第2項に規定する刀剣類を除く。)をいう。

(5) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第2号に規定する電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。)をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。

【要 旨】

本節は、有害な社会環境や行為から青少年を保護することを目的とした規定であり、そのため青少年に対する県民の行為を制限し、場合によっては罰則を科することにもなるため、本条は、この節で用いられる主要な用語の意義を明確にし、解釈上、疑義を生じないようにしたものである。

【解 説】

- 1 第1号は、興行の定義を定め、その範囲を明確にしたもので、映画の予告編は、広告物に類似するものではあるが、興行に含まれる。テレビやラジオ放送は、その性質上興行に含まれない。
- 2 第2号は、図書等の定義を定め、その範囲を明確にしたものである。
 - (1) 「その他の印刷物」とは、パンフレット、リーフレット、カレンダー、折込印刷物、ちらし、広告用印刷物等をいう。新聞は、印刷物に含まれない。
 - (2) 「録音盤」とは、レコード盤、CD等をいう。
 - (3) 「録画盤」とは、ビデオディスク、レーザーディスク、DVD等をいう。
 - (4) 「その他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるもの」とは、オーディオビジュアル機器、パーソナルコンピュータ、ゲーム機その他の機器で映像や音声再生されるものをいう。
- 3 第3号は、広告物の定義を定め、その範囲を明確にしたものである。
 - (1) 看板、ポスター、ちらし、アドバルーンその他これらに類するものであっても、印刷中のものや、掲出、表示又は頒布の段階に至っていないもの及びテレビ、ラジオ、新聞等の広告は、その性質上広告物に含まれない。
 - (2) 「掲出」とは、看板、立看板等の物件に付着して広告物を見えるようにすることをいう。

「表示」とは、映画の映写、アドバルーン、ネオンサイン等のように文字その他の手段によって広告内容を表現することをいう。

「頒布」とは、通行人や個々の家庭、職場などに配ることをいい、自動車等でまくことも含まれる。
 - (3) 「これらに類するもの」とは、アドバルーン、ネオンサイン、懸垂幕、横断幕等をいう。

- 4 第4号は、がん具等の定義を定め、その範囲を明確にしたものである。
- (1) 「がん具」とは、がん具銃、弓矢、吹矢等をいう。
 - (2) 「刃物」とは、銃砲刀剣類所持等取締法により所持を禁止された刀剣類以外の刃物をいう。
 - (3) 「その他これらに類するもの」とは、水中銃、ぬんちやく、いわゆる「大人のおもちゃ」と称される性的がん具等をいう。
- 5 第5号は、自動販売機等の定義を定め、その範囲を明確にしたものである。遠隔監視システム付き自動販売機も本号で定義する自動販売機等に含まれるものである。

【参考法令】

興行場法 第1条（定義）

屋外広告物法 第2条（定義）

銃砲刀剣類所持等取締法 第2条（定義）、第3条（所持の禁止）、第22条（刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止）、第22条の2（模造拳銃の所持の禁止）

（販売等の自主規制）

第39条 興行を主催する者（以下この節において「興行者」という。）、図書等の販売若しくは貸付けを業とする者（以下この節において「図書等取扱業者」という。）又は広告物の広告主若しくは管理者は、興行、図書等又は広告物の内容の全部又は一部が次のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に、当該興行を観覧させ、当該図書等を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は当該広告物を表示し、若しくは頒布しないよう自主的に努めるものとする。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 がん具等の販売を業とする者は、がん具等の形状、構造又は機能が次のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に当該がん具等を販売し、頒布し、又は貸し付けないよう自主的に努めるものとする。

- (1) 人の生命又は身体に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

【要 旨】

青少年の健全育成と密接な関連を有する営業者に対して、自己の営業が青少年に与える影響を十分考慮して、その社会的責任に基づく自主規制努力を求めるものである。

【解 説】

- 1 第1項の「興行を主催する者」とは、興行を不特定多数の者に観覧させる者である。
- 2 第1項の「販売若しくは貸付けを業とする」とは、不特定多数の者に有償譲渡し、又は対価を得て貸与し、閲覧させることを反復継続して行うことが社会通念上事業の遂行といえる程度のものである。
- 3 第1項の「広告物の広告主」とは、自己の営業等の宣伝又は公衆に周知を図る目的をもって広告物の掲出等を行い、又は他人に委託して掲出等をさせた責任者で、当該広告物について処分権を有する者をいう。
- 4 第1項の「広告物の管理者」とは、広告主に委託され、業務として管理に当たる者（広告代理業者を含む。）及び広告主又は業務として管理に当たる者から掲出等を依頼され、広告物を自己の管理する土地建物等に自ら掲出等をし、かつ、当該広告物を管理している者をいう。
- 5 第2項第1号は、使用方法等によって、人が負傷したり死に至るものや、それを青少年に所持又は使用させることが犯罪行為に利用される等青少年の心身の健全な育成を妨げる危険性があるものをいう。

例えば、次のようなものが考えられる。

- (1) がん具銃（有害がん具として指定されているものを除く。）、弓矢、吹矢等のうち、人の生命、身体に危害を及ぼすおそれがあるもの。
 - (2) 一般家庭用、学習用及び業務用に使用する以外の刃物類で、刃渡り又は鋭利性において、人の生命、身体に危害を及ぼすおそれがあるもの。
 - (3) 水中銃、ぬんちゃく等のうち、人の生命、身体に危害を及ぼすおそれがあるもの。なお、本条の対象となるがん具等の対象は、第45条第1項に定める有害がん具等として指定されるものより、対象範囲が広い。
- 6 第2項第2号に該当するものとしては、いわゆる「大人のおもちゃ」と称される性的がん具が考えられる。（第45条第2項に定めるものを除く。）

【参考法令】

憲法 第12条（自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止）

民法 第1条（基本原則）

興行場法 第1条（定義）、第2条（営業の許可）

（自動販売機等への収納の自主規制）

第40条 自動販売機等による図書等の販売若しくは貸付け又はがん具等の販売を業

とする者は、図書等の内容の全部若しくは一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認められるとき、又はがん具等の形状、構造若しくは機能が同条第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該図書等又は当該がん具等を自動販売機等に収納しないよう自主的に努めるものとする。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、この限りでない。

【要 旨】

自動販売機等による図書等の販売若しくは貸付け又はがん具等の販売を業とする者に対して、自己の営業が青少年に与える影響を十分考慮して、その社会的責任に基づく自主規制努力を求めるものである。

【解 説】

- 1 本条に規定する図書等又はがん具等の中で、青少年の健全育成上問題となる有害図書等やいわゆる「大人のおもちゃ」と称される性的がん具等である。
- 2 ただし書の「法令により青少年の立入りが禁止されている場所」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により、18歳未満の者を客として立ち入らせることを禁止している風俗営業、店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の営業所等をいう。青少年の立入りが禁止されている場所では、青少年に対する販売又は貸付けをなし得ないので、自主規制の必要がないことから、例外措置を定めたものである。

(有害興行の指定及び観覧の制限)

第41条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 前項の規定にかかわらず、興行者で構成する団体で知事の指定を受けたものが青少年に観覧させることが不相当であると認めた興行であって当該団体が定める方法によりその旨が表示されているものは、青少年に有害な興行とする。

3 知事は、第1項の規定による指定をしたときはその旨及び理由を、前項の指定をしたときはその旨及び同項の当該団体が定める方法を告示しなければならない。

4 第1項の規定による指定及び第2項の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

5 興行者は、第1項の規定により指定された興行及び第2項に規定する興行（以下この節においてこれらを「有害興行」という。）を青少年に観覧させてはならない。

6 興行者は、入場しようとする者の見やすい場所に、有害興行である旨及び青少年の入場を禁止する旨を規則で定める様式により掲示しないで当該有害興行を行ってはならない。

【要 旨】

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある興行を有害興行として指定し、興行を主催する者が青少年に対して有害興行を観覧させることを禁ずる旨を規定したものである。

青少年の健全育成上、好ましくないと思われる興行については、第39条第1項で興行を主催する者の自主規制努力を求めているが、その内容の程度が著しいものについては、青少年の健全な育成を阻害するおそれが大きいので、興行を主催する者が青少年に観覧させることを法的に制限し、その悪影響から青少年を保護しようとするものである。

【解 説】

- 1 第1項は、知事が同項各号のいずれかに該当すると認める興行について、有害興行として指定することができる旨を規定したものである。
- 2 第2項は、興行者で構成する団体で知事の指定を受けたものが青少年に観覧させることが不適當であると認めた興行については、第1項の規定による知事の個別指定を経ることなく、有害興行とする旨を規定したものである。（団体指定方式）
- 3 第3項の有害興行の指定及び団体の指定の告示は、石川県公報に登載して行う。
- 4 第4項の「告示によってその効力を生ずる」とは、知事が石川県公報に指定した旨の告示に登載し、それが発行されることにより指定の法的効力が発生することをいう。
- 5 第5項は、興行者が青少年に対して有害興行を観覧させることを禁止する規定である。
青少年の年齢確認については、その服装、態度等から青少年と思われる者には、出札口及び入場口で学生証、身分証明書、通学（勤）定期券等の提示を求めるほか、年齢を尋ねる等の配慮をすることが望ましい。
- 6 第6項の「入場しようとする者の見やすい場所」とは、興行場の入口や入場券売場等入場しようとする者がその掲示の内容を容易に見ることができるような場所をいう。
有害興行に入場することを禁止する旨の掲示の規格、様式は、本条例施行規則第2条・別記様式第1号に定められている。
- 7 第5項の規定に違反した者は30万円以下の罰金（条例第95条第1号）に、第6項の規定に違反した者は20万円以下の罰金（条例第96条第1号）に処せられる。

【参考法令】

- 憲法 第12条（自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止）、第21条（集会・結社・表現の自由、通信の秘密）
- 民法 第1条（基本原則）
- 刑法 第174条（公然わいせつ）、第175条（わいせつ物頒布等）

（有害図書等の指定及び販売等の制限）

第42条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する図書等は、青少年に有害な図書等とする。

(1) 図書等のうち、書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（次号において「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数が20以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの

(2) 図書等のうち、映像等記録媒体(音声のみが記録されているものを除く。)であつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が10以上であるもの若しくは当該映像等記録媒体の場面の総数の10分の1以上であるもの

(3) 図書等取扱業者で構成する団体で知事の指定を受けたものが青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることが不相当であると認めた図書等であつて当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

3 知事は、第1項の規定による指定をしたときはその旨及び理由を、前項第3号の指定をしたときはその旨及び同号の当該団体が定める方法を告示しなければならない。

4 第1項の規定による指定及び第2項第3号の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

5 図書等取扱業者は、第1項の規定により指定された図書等及び第2項各号のいずれかに該当する図書等（以下この節においてこれらを「有害図書等」という。）を青少年に、販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。

【要 旨】

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等を有害図書等として指定し、図書等取扱業者が青少年に対して有害図書等を販売等することを禁ずる旨を規定したものである。

青少年の健全育成上、好ましくないと思われる図書等については、第39条第1項で図書等取扱業者の自主規制努力を求めているが、その内容の程度が著しいものについては、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるので、図書等取扱業者が青少年に対して有害図書等を販売等することを法的に制限し、その悪影響から青少年を保護しようとするものである。

【解 説】

- 1 第1項は、知事が第41条第1項各号のいずれかに該当すると認める図書等について、有害図書等として指定することができる旨を規定したものである。
- 2 第2項は、図書等の内容が一定の基準に該当するものについては、第1項の規定による知事の個別指定を経ることなく、有害図書等とする旨を規定したものである。（包括指定方式）
 - (1) 第1号は、図書等のうち、書籍又は雑誌の包括指定の要件を定めたものである。規制の対象は、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵であり、文字は含まない。
 - (2) 第2号は、図書等のうち、映像等記録媒体の包括指定の要件を定めたものである。DVD等の動画については描写した時間が合計3分を超えるもの、静止画像については卑わいな姿態等を描写した場面の数が10以上又は場面の総数の10分の1以上であるものが対象となる。
 - (3) 「規則で定めるもの」は、本条例施行規則第3条で次のとおり規定されている。

(有害図書等とする図書等)

第3条 条例第42第2項第1号の規則で定めるものは、次のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの

イ 大たい部を開いた姿態

ロ 陰部、^{でん}臀部又は胸部を誇示した姿態

ハ 愛ぶの姿態

ニ 自慰の姿態

ホ 排せつの姿態

ヘ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの

イ 性交、^{こう}肛門性交、^{くう}口腔性交若しくはこれらを連想させる行為又は性的な部位（性器、肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部を

いう。)への接触行為

ロ 刑法(明治40年法律第45号)第176条又は第177条の規定の違反行為

ハ し虐的等の変態性欲に基づく行為

2 条例第42条第2項第2号の規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。

(平30規則3・令5規則27・一部改正)

(4) 第3号は、図書等取扱業者で構成する団体が知事の指定を受けたものが青少年に閲覧させること等が不相当であると認めた図書等であって当該団体が定める方法によりその旨が表示されているものについては、第1項の規定による知事の個別指定を経ることなく、有害図書等とする旨を規定したものである。(団体指定方式)

現在、団体指定として対象となっているのは、次のとおりであり、このマークがついたビデオやDVD、パソコンソフトは、有害図書等となる。(令和2年5月末現在)



3 第3項の有害図書等の指定及び団体の指定の告示は、有害興行の指定及び団体の指定の告示と同様である。(第41条の解説3参照)

4 第4項の「告示によってその効力を生ずる」とは、有害興行の指定及び団体の指定の告示と同様である。(第41条の解説4参照)

5 第5項は、図書等取扱業者が青少年に対して有害図書等を販売すること等を禁止する規定である。

6 第5項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(条例第94条)に処せられる。

【参考法令】

憲法 第12条(自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止)、第21条(集会・結社・表現の自由、通信の秘密)

民法 第1条（基本原則）

刑法 第174条（公然わいせつ）、第175条（わいせつ物頒布等）

（有害図書等の陳列の制限等）

第43条 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、当該有害図書等を他の図書等と区分し、かつ、店舗内の容易に監視することができる一定の場所に置かなければならない。

2 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、青少年が閲覧することができないよう個別に包装しなければならない。

3 図書等取扱業者は、第1項に規定する有害図書等の陳列場所に、青少年の購入、借受け、閲覧、視聴又は聴取を禁止する旨を掲示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による陳列の方法並びに前項の規定による掲示の様式については、規則で定めるところによる。

5 知事は、図書等取扱業者が前各項の規定に違反して有害図書等を陳列していると認めるときは、当該図書等取扱業者に対し、当該有害図書等の陳列方法の改善若しくは陳列場所の変更又は第3項の規定による掲示をすべきことを命ずることができる。

【要 旨】

書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店等において有害図書等が容易に青少年の目にふれたり、立ち読み等がなされないようにするため、図書等取扱業者が有害図書等を陳列する場合における陳列の場所、方法等について制限する旨を規定したものである。

【解 説】

1 第1項は、図書等取扱業者が有害図書等を陳列するときは、有害図書等を他の図書等と区分し、かつ、店舗内の容易に監視することができる一定の場所に置かなければならない旨を規定したものである。

陳列の方法は、本条例施行規則第4条第1項で次のとおり規定されている。

（有害図書等の陳列の制限等）

第4条 条例第43第1項の規定による有害図書等の陳列は、次のいずれかの方法によらなければならない。

- (1) 有害図書等を間仕切り等によって仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所にまとめて陳列すること。
- (2) 有害図書等を有害図書等から10センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質のものに限る。以下この号において同

じ。)を設け、当該仕切り板と仕切り板との間又は当該仕切り板と壁面との間にまとめて陳列すること。

- (3) 有害図書等を有害図書等以外の図書等を陳列する棚から60センチメートル以上離れた位置にある棚又は有害図書等以外の図書等を陳列する棚の背面の棚にまとめて陳列すること。
- (4) 有害図書等を床面から150センチメートル以上の高さの位置にその背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列すること。
- (5) 有害図書等を図書等取扱業者又はその従業者が常駐する場所から半径5メートル以内の位置にある店舗内の容易に監視することができる場所にまとめて陳列すること。

2 第2項は、図書等取扱業者が有害図書等を陳列するときは、青少年が閲覧することができないよう個別に包装しなければならない旨を規定したものである。

個別包装の方法は、本条例施行規則第4条第2項で次のとおり規定されている。

(有害図書等の陳列の制限等)

第4条

2 条例第43条第2項の規定による有害図書等の陳列は、次のいずれかの方法によらなければならない。

- (1) 有害図書等を個別にビニールで包装すること。
- (2) 有害図書等に個別にひもを掛けること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、有害図書等を容易に閲覧することができない状態にすること。

3 第3項は、図書等取扱業者が有害図書等の陳列場所に青少年の購入、借受け、閲覧等を禁止する旨を掲示しなければならない旨を規定したものである。

4 有害図書等の購入等を禁止する旨の掲示の規格、様式は、本条例施行規則第4条第3項・別記様式第2号に定められている。

5 第5項は、知事は、第1項から第4項までの規定に違反して有害図書等を陳列している図書等取扱業者に対し、陳列方法の改善若しくは陳列場所の変更又は第3項の規定による掲示をすべきことを命ずることができる旨を規定したものである。

6 第5項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金(条例第95条第2号)に処せられる。

(有害広告物の表示等の制限)

第44条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第41条第1項各号のいずれかに

該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、当該広告物の内容の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる。

【要 旨】

知事が有害広告物の広告主又は管理者に対し、有害広告物の内容の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる旨を規定したものである。

青少年の健全育成上、好ましくないと思われる広告物については、第39条第1項で広告主等の自主規制努力を求めているが、その内容の程度が著しいものについては、青少年の健全な育成を阻害するおそれが大きいので、知事が当該広告物の広告主又は管理者に対し、当該広告物の内容の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる旨を規定したものである。

【解 説】

- 1 「広告物」とは、第38条第3号に規定するとおりである。（第38条の解説3参照）
- 2 「広告主」とは、その広告物の所有者又は広告により得られる利益の帰属者をいう。
- 3 「管理者」とは、直接たると間接たるとを問わず、広告物の効用を全うするようその維持管理をする者をいい、例えば、広告主の委託を受けて広告物を管理する者（広告代理業者も含む。）及び広告主又は広告代理業者から依頼されて広告物を自己の管理する土地建物等に掲出又は表示して管理している者などがこれに当たる。
- 4 「内容の変更」とは、広告物の有害な部分の消除、修正等をいう。変更命令は、広告物の内容の一部が第41条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、その部分の消除、修正等が比較的容易にできるような場合に行われる。
- 5 「撤去」とは、表示された広告物全体を青少年の目にふれないようにその掲出又は表示している場所から取り除くことをいう。撤去命令は、広告物の内容の全部又は大部分が第41条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、その部分の消除、修正等が容易にできないような場合又は広告主等が変更命令に応じないような場合に行われる。
- 6 「その他必要な措置」とは、広告物の数、大きさ、広告物を表示する場所、時間、方法等を制限し、又は指定するなど当該広告物の悪影響から青少年を守るために必要な措置をいう。
- 7 本条の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金（条例第95条第3号）に処せられる。

【参考法令】

- 憲法 第12条（自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止）、第21条（集会・結社・表現の自由、通信の秘密）
- 民法 第1条（基本原則）
- 刑法 第175条（わいせつ物頒布等）

道路交通法 第77条（道路の使用の許可）

軽犯罪法 第1条（罰則）第33号

屋外広告物法 第1条（目的）、第2条（定義）

いしかわ景観総合条例 第1条（目的）、第5章（広告物の規制等）

（有害がん具等の指定及び販売等の制限）

第45条 知事は、がん具等の形状、構造又は機能が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具等を青少年に有害ながん具等として指定することができる。

(1) 著しく人の生命又は身体に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 前項の規定にかかわらず、専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であって、規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、青少年に有害ながん具等とする。

3 知事は1項の規定による指定をしたときは、その旨及び理由を告示しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

5 がん具等の販売を業とする者は、第1項の規定により指定されたがん具等及び第2項に規定する物品（以下この節においてこれらを「有害がん具等」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

6 何人も、青少年に有害がん具等を所持させないように努めなければならない。

【要 旨】

青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるがん具等を有害がん具等として指定し、がん具等の販売を業とする者が青少年に対して有害がん具等を販売等することを禁ずる旨を規定したものである。

青少年の健全な育成上、好ましくないと思われるがん具等については、第39条第2項でがん具等の販売を業とする者の自主規制努力を求めているが、その形状等の程度が著しいものについては、青少年の健全な育成を阻害するおそれが大きいため、がん具等の販売を業とする者が青少年に対して有害がん具等を販売等することを禁ずる旨を規定したものである。

【解 説】

1 第1項は、知事が第1項各号のいずれかに該当すると認めるがん具等について、有害がん具等として指定することができる旨を規定したものである。

本項の指定は、青少年の健全な育成を阻害する危険性の高いがん具等について、青少年が所持することによって現実に危害が発生し、又は青少年の間に流行して危害の発生が予想されるときになされるものである。

- 2 第2項は、専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であって、本条例施行規則第5条で定める形状、構造又は機能を有するものについては、第1項の規定による知事の個別指定を経ることなく、有害がん具等とする旨を規定したものである。（包括指定方式）

これらのがん具は、いわゆる「大人のおもちゃ」と称される性的がん具であり、一般のがん具と異なり、個別に商品を識別して指定することが不可能であることや包装箱等に使用されている商品名等を用いて指定しても箱や商品名を変更することで簡単に別の商品として販売することができることなどにより、個別指定の効果が期待できないことから、形状、構造、機能からみて一定の基準にあるがん具を包括的に有害がん具等に指定するものである。

有害がん具とする物品は、本条例施行規則第5条で次のとおり規定されている。

（有害がん具等とする物品）

第5条 条例第45第2項の規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次のいずれかに該当する物品とする。

- (1) 性器の形状をし、又はこれに著しく類似する形状を有するもの
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（膨張させることにより人形となるものを含む。）

- 3 第3項の有害がん具等の指定の告示は、有害興行の指定の告示と同様である。（第41条の解説3参照）
- 4 第4項の「告示によってその効力を生ずる」とは、有害興行の指定の告示と同様である。（第41条の解説4参照）
- 5 第5項は、がん具等の販売を業とする者が青少年に対して有害がん具等を販売等することを禁ずる旨を規定したものである。
- 「がん具等の販売を業とする者」とは、社会通念上、がん具等の販売を反復継続して行っている者をいい、がん具等の販売を専門とする業者だけに限らない。
- 6 第5項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（条例第94条）に処せられる。
- 7 第6項は、青少年に有害がん具等を所持させることのないよう努力義務を定めたものである。

【参考法令】

銃砲刀剣類所持等取締法 第2条（定義）、第3条（所持の禁止）、第22条（刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止）、第22条の2（模造拳銃の所持の禁止）、第22条の3（販売目的の模擬銃器の所持の禁止）

火薬類取締法 第2条（定義）

火薬類取締法施行規則 第1条の5（がん具煙火）

軽犯罪法 第1条（罰則）第2号・第10号・第11号

（自動販売機等による販売又は貸付けの届出等）

第46条 自動販売機等により図書等の販売又は貸付けを業として行おうとする者は、あらかじめ、当該自動販売機等ごとに、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置しようとする自動販売機等については、この限りでない。

2 自動販売機等により図書等の販売又は貸付けを業として行おうとする者は、当該自動販売機等を適正に管理することができる者（以下この条及び第48条において「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

3 自動販売機等管理者は、自動販売機等を設置しようとする市町の区域内に住所（法人にあっては、主たる事務所又は営業所）を有する者でなければならない。

4 第1項の規定による届出をした者（次条において「届出済者」という。）は、当該届出に係る事項について変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機等による図書等の販売若しくは貸付けを廃止したときは、当該変更又は廃止の日から起算して15日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

【要 旨】

自動販売機等により図書等の販売又は貸付けを業として行おうとする者が自動販売機等の管理者を置き、一定の事項を知事に届け出なければならない旨を規定したものである。

【解 説】

1 第1項は、自動販売機等により図書等の販売又は貸付けを業として行おうとする者は、あらかじめ、当該自動販売機等ごとに本条例施行規則第6条第1項で定める事項を知事に届け出なければならない旨規定したものである。

(1) 「販売又は貸付けを業として行おうとする」とは、第39条第1項に規定するものと同様である。（第39条の解説2参照）

(2) 「あらかじめ」とは、販売又は貸付けを開始する前ということである。

- (3) 「当該自動販売機等ごとに」とは、同一の場所に設置する自動販売機等であっても自動販売機等1台ごとにということである。
- (4) ただし書の「法令により青少年の立入りが禁止されている場所」とは、第40条ただし書に規定するものと同様である。(第40条の解説3参照)
- (5) なお、届出事項、届出書の様式及び添付書類については、本条例施行規則第6条で次のとおり規定されている。

(自動販売機等による販売又は貸付けの届出)

第6条 条例第46第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動販売機等により図書等の販売又は貸付けを業として行おうとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 自動販売機等管理者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所又は営業所の所在地及び代表者の氏名）
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (4) 自動販売機等の設置場所
- (5) 自動販売機等による図書等の販売又は貸付けの予定年月日

2 条例第46条第1項の規定による届出は、別記様式第3号による届出書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 自動販売機等により図書等の販売又は貸付けを業として行おうとする者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- (2) 自動販売機等管理者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）及び自動販売機等管理者が自動販売機等の管理について委任を受けたことを証する書類
- (3) 自動販売機等の設置場所付近の見取図
- (4) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾したことを証する書類

2 第2項は、自動販売機等により図書等の販売又は貸付けを業として行おうとする者は、当該自動販売機等を適正に管理することができる者を置かなければならない旨規定したものである。

「自動販売機等を適正に管理することができる者」とは、図書等の販売又は貸付けを業とする者から委任を受けて、有害図書等の収納又は届出済証の滅失、き損、若しくは識別の困難の有無の確認等、自動販売機等の管理を適正に行うことができる者をいう。

- 3 第3項は、自動販売機等管理者は、自動販売機等を設置しようとする市町の区域内に住所(法人にあっては、主たる事務所又は営業所)を有する者でなければならない旨を規定したものである。
- 4 第4項は、第1項の規定による届出事項に変更があったとき、又は自動販売機等による販売等を廃止したときは、知事に届け出なければならない旨規定したものである。
なお、変更の届出書の様式については、本条例施行規則第6条第3項・別記様式第4号に定められている。
- 5 相続、営業譲渡等により、届出をした者から図書等の販売又は貸付けを業とすることを承継した場合は、届出をした者が廃止の届出をし、当該承継をした者が新たに届出をしなければならない。また、届出をした者が死亡した場合はその相続人、代理人又は同居の親族が、届出をした者が法人であり当該法人が合併により消滅した場合は合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者が廃止の届出をしなければならない。
なお、廃止の届出書の様式については、本条例施行規則第6条第4項・別記様式第5号に定められている。
- 6 本条第1項から第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金(条例第96条第2号)に処せられる。

(届出済証)

- 第47条 知事は、前条第1項の規定による届出を受理したときは、届出済証を交付するものとする。
- 2 知事は、届出済者が前条第4項の規定による変更の届出をした場合において当該変更の届出に係る事項が前項の届出済証の記載事項に該当するときは、届出済証を再交付するものとする。
 - 3 届出済者は、第1項の届出済証が滅失し、き損し、又はその識別が困難になったときは、その申請により、届出済証の再交付を受けることができる。
 - 4 届出済者は、前3項の届出済証を当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に張り付けておかなければならない。

【要 旨】

自動販売機等による図書等の販売又は貸付けの届出をした者に対して交付される届出済証に関して規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、知事は、自動販売機等による図書等の販売又は貸付けの届出をした者に対して、届出済証を交付する旨規定したものである。

届出済証の様式については、本条例施行規則第7条・別記様式第7号に定められている。

2 第2項は、知事は、届出済証の記載事項に変更が生じたときは、届出済証を再交付する旨規定したものである。

3 第3項は、届出済者は、届出済証が滅失し、き損し、又はその識別が困難になったときは、申請により届出済証の再交付を受けることができる旨規定したものである。

「滅失」とは、はがれてなくなったことをいい、「き損」とは、破損し、記載事項の一部が読めなくなったことをいい、「その識別が困難となった」とは、汚損、消失等により表示内容が判読するに堪えなくなった場合等をいう。

4 第4項は、届出済者は、届出済証を自動販売機等の見やすい箇所にはり付けておかなければならない旨規定したものである。

「見やすい箇所」とは、一律に明示できないが、一般的には自動販売機等の前面上部が適当である。

(自動販売機等への収納の制限)

第48条 自動販売機等による図書等の販売若しくは貸付け又はがん具等の販売を業とする者は、有害図書等又は有害がん具等を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売機等による図書等の販売若しくは貸付け若しくはがん具等の販売を業とする者又は自動販売機等管理者は、当該自動販売機等に収納されている図書等又はがん具等が有害図書等又は有害がん具等とされたときは、直ちに当該有害図書等又は当該有害がん具等を当該自動販売機等から撤去しなければならない。

3 前2項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

【要 旨】

図書等の販売若しくは貸付け又はがん具等の販売を業とする者が有害図書等又は有害がん具等を自動販売機等に収納することを禁ずる旨を規定したものである。

【解 説】

1 第1項は、図書等の販売若しくは貸付け又はがん具等の販売を業とする者が有害図書等又は有害がん具等を自動販売機等に収納することを禁ずる旨を規定したものである。

2 第2項は、図書等の販売若しくは貸付け若しくはがん具等の販売を業とする者又は自動販売機等管理者が、現に自動販売機等に収納されている図書等又はがん具等が有害図書等又は有害がん具等に指定されたときは、当該有害図書等又は当該有害がん具等を直ちに撤去しなければならない旨を規定したものである。

- 3 第3項の「法令により青少年の立入りが禁止されている場所」とは、第40条ただし書に規定するものと同様である。(第40条の解説3参照)
- 4 第1項又は第2項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(条例第94条)に処せられる。

【参考法令】

憲法 第12条(自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止)、第21条(集会・結社・表現の自由、通信の秘密)

(金銭貸付け、質受け、買受け等の制限)

第49条 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者(第57条第1項第4号において「貸金業者」という。)は、青少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)をしてはならない。

2 質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋(第57条第1項第4号において「質屋」という。)は、青少年から同法第1条第1項に規定する物品を質に取り、金銭を貸し付けてはならない。

3 古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商(第57条第1項第4号において「古物商」という。)は、青少年から同法第2条第1項に規定する古物を買受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けてはならない。

4 前3項の規定は、青少年が保護者の委託を受けている場合、保護者の同意を得ている場合その他正当な理由があると認められる場合は、適用しない。

(平19条例65・一部改正)

【要 旨】

貸金業者、質屋及び古物商が青少年とその営業上の取引をすることを原則として禁ずる旨を規定したものである。

青少年の非行と金銭の関係とは密接なものがあり、青少年が遊興のために金銭を調達する方法として消費者金融を利用したり、質屋に入質したり、古物商を利用するケースが多い。消費者金融からの借金の返済のために青少年が非行に走ったり、また、盗品を現金化する手段として質屋が多く利用されていることにかんがみ、これらの業者が青少年と取引することを原則として禁止して青少年の不健全な遊興及び非行を間接的に防止しようとするものである。

【解 説】

- 1 第1項の「手形の割引」とは、満期未到来の手形を手形金額から満期までの利息その他の費用（割引料）を控除した金額を対価として、通常、裏書の方法により授受する行為をいう。
「売渡担保」とは、融資を受ける者が目的物を融資者に売り渡し、代金として融資を受け、一定の期間内に元利に相当する金額でこれを買戻す特約を付した担保形態をいう。
- 2 第2項の「物品」とは、質屋営業法第1条第1項に規定する物品であり、有価証券を含むものである。
- 3 第3項の「古物」とは、古物営業法第2条第1項に規定する古物である。
- 4 第4項の「保護者の同意を得ている場合その他正当な理由があると認められる場合」とは、例えば、保護者の委任状、同意書等の書面を持参している場合や保護者から電話等でその旨の連絡があった場合等をいう。また、保護者が病気その他の事情により、青少年に対して物品を質入れさせるような場合や勤労学生が病気などにより、臨時的に経費が必要となったり、授業料などの学校納入金の調達が困難なため、一時質入れや古物を売却して融通する場合など、やむを得ない事情がある場合も想定される。これらの場合には、第1項から第3項までの規定を適用しない旨を規定したものである。
- 5 第1項から第3項までの規定のいずれかに違反した者は、30万円以下の罰金（条例第95条第4号）に処せられる。

【参考法令】

貸金業法 第3条（登録）、第7条（登録換えの場合における従前の登録の効力）

質屋営業法 第1条（定義）、第11条（営業の制限）、第12条（確認及び申告）、
第13条（帳簿）

質屋営業法施行規則 第16条（物品を質に取る場合の確認の方法）

古物営業法 第2条（定義）、第15条（確認等及び申告）、第16条、第17条、
第18条（帳簿等への記載等）

古物営業法施行規則 第15条（確認の方法等）

金融商品取引法 第2条 第1項（有価証券）

（買受け等の禁止）

第50条 何人も、青少年が着用した下着（青少年がこれに該当すると称したものを含む。）を青少年から買い受け、その売却の委託を受け、若しくは青少年に対しその売却の相手方を紹介し、又はこれらの行為が行われることを知ってそのための場所を提供してはならない。

【要 旨】

青少年が着用した下着の買い受け、売却の委託、売却の相手方の紹介又はこれらのための場所提供を禁止するものである。

【解 説】

- 1 「下着」とは、上着の下に着る衣服で、直接肌に着ける衣服をいい、通常公衆の面前でそれのみを見せることのないものをいう。
- 2 本条に違反した者は30万円以下の罰金（条例第95条第5号）に処せられる。

（勧誘行為の禁止）

第51条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当する営業に限る。）の客となるよう勧誘すること。
 - (3) 前条に規定する下着を売却するよう勧誘すること。
- （平27条例48・一部改正）

【要 旨】

青少年に対し、ファッションヘルス等の従業員となるよう勧誘したり、ホストクラブ等の客となるよう勧誘する行為や、青少年に対して着用した下着を売却するよう勧誘することを禁止するものである。

【解 説】

- 1 第1号は青少年を性風俗関連特殊営業（いわゆるソープランド、ファッションヘルス等の性風俗店）の客に接する業務に従事するよう勧誘する行為を禁止するものである。
- 2 第1号で規定する性風俗関連特殊営業は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- 3 第2号は青少年が接待飲食店等営業（いわゆるキャバクラ、ホストクラブ等）の客となるよう勧誘する行為を禁止するものである。
- 4 第3号は使用済み下着を売却するよう青少年に対し勧誘することを禁止するものである。
- 5 本条に違反した者は30万円以下（条例第95条第6号）の罰金に処せられる。

（青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第51条の2 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。）の提供を行うよう求めること。

(2) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させる等の不当な手段により、又は青少年に対し対償の供与をし、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めること。

（平31条例7・追加）

【要 旨】

青少年に対し、自身の姿態が描写された児童ポルノ又はその情報を記録した電磁的記録その他の記録の提供を、不当に求める行為を禁止するものである。

【解 説】

- 1 「当該青少年に係る児童ポルノ等」とは、求める相手方である青少年自身の姿態が描写された児童ポルノ等である。
- 2 本条に違反した者は30万円以下の罰金（条例第95条第7号）に処せられる。

【参考法令】

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 第2条（定義）、第7条（児童ポルノ所持、提供等）

刑法 第182条（16歳未満の者に対する面会要求等）

暴力行為等処罰に関する法律 第2条（強談威迫罪）

公職選挙法 第225条（選挙の自由妨害罪）

軽犯罪法 第1条第34号（虚偽広告）

売春防止法 第7条第1項（困惑による売春）

特定商取引法 第6条第3項（禁止行為）

（みだらな性行為等の禁止）

第52条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

【要 旨】

青少年に対して、みだらな性行為若しくはわいせつな行為をし、又は、これらの行為を教え若しくは見せることを禁ずる旨を規定し、不健全性的行為等青少年の心身に悪影響を与える行為を防止しようとするものである。

【解 説】

- 1 「みだらな性行為」とは、健全な常識がある一般社会人からみて、結婚を前提としない欲望を満たすことのためにのみ行う不純とされる性交または性交類似行為をいい、「わいせつな行為」とは、いたずらに性欲を刺激興奮させたり、その露骨な表現によって健全な常識がある一般社会人に対して、性的羞恥及び嫌悪の情をおこさせる行為で「みだらな性行為に至らないもの」をいう。（昭和60年10月23日最高裁判決）
- 2 第1項の規定に違反した者は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（条例第92条）に、第2項の規定に違反した者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（条例第93条）に処せられる。

【参考法令】

刑法 第176条（不同意わいせつ）、第177条（不同意性交等）、第179条（監護者わいせつ及び監護者性交等）、第182条（16歳未満の者に対する面会要求等）、第183条（淫行勧誘）

児童福祉法 第34条第1項第6号（禁止行為）

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 第2条（定義）、第4条（児童買春）、第5条（児童買春周旋）、第6条（児童買春勧誘）

（入れ墨等の禁止）

第53条 何人も、青少年に対して入れ墨等（入れ墨又はこれに類するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）を施し、若しくは青少年に入れ墨等を受けさせ、又はこれらの行為を行うよう人を勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強要してはならない。

- 2 何人も、青少年に対して入れ墨等を施し、又は青少年に入れ墨等を受けさせることの対償として金品その他の財産上の利益又は便宜を供与してはならない。

（平31条例7・全改）

【要 旨】

青少年が単なる好奇心や一時的な感情等で思慮分別なく、入れ墨等を受けることを防止するため、青少年に対して、入れ墨等を施し、若しくは受けさせ、又は入れ墨等をするように勧誘し、あおり、そそのかし、強要したり、当該青少年が身体に入れ墨を入れ

ることの対償として財産上の利益などを供与するなどの非行助長行為を禁止する規定である。

【解 説】

- 1 「入れ墨」とは、刺青のことである。
- 2 本条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(条例第93条)に処せられる。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第54条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知ってそのための場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (1) みだらな性行為又はわいせつな行為
 - (2) 入れ墨等を施す行為
 - (3) 暴行又は賭博
 - (4) 飲酒又は喫煙
 - (5) 麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤又はこれらの原料の不法な使用
 - (6) 催眠、鎮痛、興奮又は幻覚の作用を有する医薬品の不健全な使用
 - (7) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第32条の2に規定する毒物若しくは劇物又は労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第6の2に掲げる有機溶剤をみだりに摂取し、又は吸入する行為
 - (8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物の不法な使用
 - (9) 石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号)第2条第3項に規定する知事指定薬物の不法な使用
- (平31条例7・一部改正)

【要 旨】

青少年の健全な育成を阻害する一定の行為が行われることを知って、その場所を提供し、又は周旋することを禁ずる旨を規定したものである。

【解 説】

- 1 不特定多数の者に対する場所の提供、周旋であっても、その中に青少年が含まれていれば、本条の対象となる。
- 2 本条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(条例第93条)に処せられる。

【参考法令】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第22条(禁止行為)

旅館業法 第5条（宿泊させる義務）

刑法 第174条（公然わいせつ）、第175条（わいせつ物頒布等）、第176条（不同意わいせつ）、第177条（不同意性交等）、第183条（淫行勧誘）、第185条（賭博）、第208条（暴行）

児童福祉法 第34条第1項第6号（禁止行為）

売春防止法 第6条（周旋等）、第11条（場所の提供）

軽犯罪法 第1条（罰則）第20号（露出）

20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律 第1条（20歳未満の者の飲酒禁止、親権者・営業者の義務）、第3条（罰則）、第4条（両罰規定）

20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律 第1条（20歳未満の者の喫煙禁止）、第3条（親権者の処罰）、第5条（販売者の処罰）、第6条（両罰規定）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第2条（定義）、第2条第15項（指定薬物）、第46条（譲渡手続）、第47条（交付の制限）

麻薬及び向精神薬取締法 第12条（禁止行為）、第27条（施用、施用のための交付及び麻薬処方箋）、第28条（所持）

覚せい剤取締法 第14条（所持の禁止）、第19条（使用の禁止）、第30条の7（所持の禁止）、第30条の11（使用の禁止）

あへん法 第8条（所持の禁止）、第9条（吸食の禁止）

毒物及び劇物取締法 第3条の3（禁止規定）、第24条の2（罰則）、第24条の3（罰則）

毒物及び劇物取締法施行令 第32条の2（興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物）

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 第2条（定義）、第4条（児童買春）、第5条（児童買春周旋）、第6条（児童買春勧誘）

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号）

第2条（定義）

（非行助長行為の禁止）

第54条の2 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、又は強要してはならない。

(1) 前条各号（第2号を除く）に掲げる行為

(2) 家出

(3) 違法運転（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車を運転して同法の規定に違反する行為をいう。）

2 何人も、青少年に対し、前項各号に掲げる行為を行わせる目的をもって、金品その他の財産上の利益又は便宜を供与してはならない。

(平31条例7・追加)

【要 旨】

本条は、青少年が非行や不良行為に及ぶことのないよう、青少年に非行行為を行うよう勧誘するなどの非行助長行為を禁止する規定である。

【解 説】

- 1 第1項第1号の「前条各号（第2号を除く。）に掲げる行為」とは、第54条（場所の提供及び周旋の禁止）に規定する、みだらな性行為又はわいせつな行為（第1号）、暴行又は賭博（第3号）、飲酒又は喫煙（第4号）、麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤又はこれらの原料の不法な使用（第5号）、医薬品（催眠、鎮痛、興奮又は幻覚の作用を有する）の不健全な使用（第6号）、毒物若しくは劇物又は有機溶剤をみだりに摂取、吸引する行為（第7号）、指定薬物（大臣指定）の不法な使用（第8号）、知事指定薬物（第9号）の不法な使用をいう。
- 2 本条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（条例第93条）に処せられる。

【参考法令】

前条（第54条） 参考法令参照

道路交通法、道路交通法第2条（定義）、第68条（共同危険行為等の禁止）

刑法 第224条（未成年者略取及び誘拐）

（深夜外出の制限）

第55条 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜（午後11時から翌日の午前4時までの間をいう。以下この条及び次条において同じ。）に外出させないよう努めるものとする。

2 何人も、正当な理由がある場合を除き、保護者の委託を受けずに又はその同意を得ないで青少年を深夜に連れ出してはならない。

【要 旨】

青少年を深夜に外出させたり、連れ出すことを禁ずる旨を規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、青少年を深夜に外出させないよう努める旨の保護者の監督義務を規定したものである。
 - (1) 「特別の事情」とは、社会通念上相当と認められる事情をいい、通学、通勤などの場合が該当する。

- (2)「深夜に外出」とは、深夜において青少年が住居や居所を離れることをいう。
- 2 第2項は、青少年を深夜に連れ出すことを禁ずる旨を規定したものである。
- (1)「正当な理由」とは、社会通念上相当と認められる理由をいい、火災、犯罪等の緊急事態において保護者の委託又は同意を得ることができない場合が該当する。
- (2)「深夜に連れ出し」とは、深夜において青少年を住居や居所から離れさせることをいい、その手段・方法を問わない。既に深夜に外出している青少年と同行等する行為や午後11時以前から同行等しながら、深夜に至っても青少年に帰宅等を促さず、行為を継続する場合も含まれる。
- 3 第2項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金（条例第95条第8号）に処せられる。

【参考法令】

労働基準法 第61条（深夜業）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第32条（深夜における飲食店営業の規制等）

児童福祉法 第34条第1項第4号の2（禁止行為）

（深夜における興行場等への入場の制限）

第56条 興行者又は設備を設けて客に遊技を行わせる営業で規則で定めるものを行う者(次項において「興行者等」という。)は、当該興行又は営業を行う場所（以下この条及び次条において「興行場等」という。）に深夜において青少年を客として入場させてはならない。

2 興行者等は、興行場等に入場しようとする者の見やすい場所に、青少年の深夜における入場を禁止する旨を規則で定める様式により掲示しないで深夜において興行又は営業を行ってはならない。

【要 旨】

興行者等に対し、深夜において青少年を入場させることを禁ずる旨を規定したものである。

【解 説】

- 1 「興行」とは、映画、演劇、演芸及び見せ物をいい、「設備を設けて客に遊技を行わせる営業で規則で定めるもの」は、本条例施行規則第8条で次のとおり規定されている。
- 具体的には、カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェ、ゲームセンター等を想定しているものである。

（深夜における興行場等への入場制限）

第8条 条例第56条第1項の設備を設けて客に遊技を行わせる営業で規則

で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 設備を設けて客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱を行わせるもの（個室において行わせるものに限る。）
- (2) 設備を設けて客に図書等の閲覧、視聴若しくは聴取又はインターネットの利用を行わせるもの（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館において行わせるものを除く。）
- (3) ゲームセンター、ビリヤード場、ボウリング場その他これらに類する遊技場又は運動施設において客に遊技又は運動を行わせるもの

- 2 深夜に興行場等に入場することを禁止する旨の掲示の規格、様式は、本条例施行規則第8条第2項・別記様式第8号に定められている。
- 3 第1項の規定に違反した者は30万円以下の罰金（条例第95条第9号）に、第2項の規定に違反した者は20万円以下の罰金（条例第96条第3号）に処せられる。

【参考法令】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第32条（深夜における飲食店営業の規制等）

（立入調査等）

第57条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、関係人に対し資料の提出を求め、又は当該職員に次に掲げる場所に立ち入らせ、調査させ、若しくは質問させることができる。

- (1) 興行場等
- (2) 図書等取扱業者又はがん具等の販売を業とする者が営業を行う場所（自動販売機等を含む。）
- (3) 広告物を表示し、又は頒布する場所
- (4) 貸金業者、質屋又は古物商が営業を行う場所

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【要 旨】

興行場等、図書等取扱業者の営業所等に対する知事の立入調査等を規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項の規定による立入調査は、知事はその権限を有し、その補助執行に当たる職員を立入調査員として指定することになる。

立入調査の権限は、この節の規定の施行に必要な限度において行使するものである。

「立ち入り」とは、調査又は質問のため一定の場所に入ることをいう。立入調査には強制力はなく、相手方が拒否し、又は妨げた場合にこれを物理的に排除してまで行うことは許されないが、この場合には、相手方は正当な理由のない限り処罰されることになる。

第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金（条例第96条第4号）に処せられる。

- 2 第2項は、立入調査員は身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、身分証明書を提示して立入調査員であることを明らかにするよう義務づけるものである。
- 3 第3項は、立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことを規定したものである。

【参考法令】

憲法 第33条（逮捕の要件）、第35条（住居の不可侵）

地方自治法 第153条（長の事務の委任・臨時代理）、第154条（職員の指揮監督）、第180条の2（長の事務の委員会等への委任及び補助執行）、

第180条の5（委員会及び委員の設置）

旅館業法 第7条（報告の徴収・立入検査）

質屋営業法 第24条（立入及び調査）

古物営業法 第22条（立入及び調査）

貸金業法 第24条の6の10（報告徴収及び立入検査）

警察官職務執行法 第6条（立入）

興行場法 第5条（報告の徴収・立入検査）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第37条（報告及び立入り）

労働基準法 第101条、第102条（労働基準監督官の権限）

食品衛生法 第28条（報告・臨検・試験用の収去）

（石川県子ども政策審議会への諮問）

第58条 知事は、次に掲げる場合には、あらかじめ、石川県子ども政策審議会（第84条第1項の石川県子ども政策審議会をいう。以下この条及び次条において同じ。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第34条の2第6項の規定による勧告をするとき。
 - (2) 第34条の2第7項ただし書の規定による公表をするとき。
 - (3) 第37条第1項の規定による推奨をするとき。
 - (4) 第41条第1項、第42条第1項又は第45条第1項の規定による指定をするとき。
 - (5) 第41条第2項又は第42条第2項第3号の指定又はその取消しをするとき。
 - (6) 第43条第5項又は第44条の規定による命令をするとき。
 - (7) 第34条の2第2項から第4項まで若しくは第7項ただし書、第41条第6項、第42条第2項第1号若しくは第2号、第43条第4項、第45条第2項又は第56条第1項若しくは第2項の規則の制定又は改廃をするとき。
- 2 知事は、前項ただし書の規定により石川県子ども政策審議会の意見を聴かないで同項第1号の勧告、同項第2号の公表、第6号の命令をしたときは、速やかに、その旨を石川県子ども政策審議会に報告しなければならない。
- (平21条例34・平30条例13・一部改正)

【要 旨】

子ども政策審議会への諮問を要する事項について規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、知事は、規定に違反した携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し必要な勧告をするとき（第34条の2第6項）、規定に違反した携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し勧告を経ずに公表するとき（第34条の2第7項ただし書）、フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由を定める規則の制定若しくは改廃をするとき（第34条の2第2項）、フィルタリング有効化措置を講じることを希望しないことが正当である理由を定める規則の制定若しくは改廃をするとき（第34条の2第3項）、規則で定める理由を記載した書面の保存やその期間を定める規則の制定若しくは改廃をするとき（第34条の2第4項）、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の違反が特に悪質と認められる場合を定める規則の制定若しくは改廃をするとき（第34条の2第7項ただし書）、優良図書等の推奨をするとき（第37条第1項）、有害興行の指定をするとき（第41条第1項）、有害図書等の指定をするとき（第42条第1項）、有害がん具等の指定をするとき（第45条第1項）、有害興行を認定する団体の指定若しくはその取消しをするとき（第41条第2項）、有害図書等を認定する団体の指定若しくはその取消しをするとき（第42条第2項第3号）、有害図書等の陳列に関する改善等の命令をするとき（第43条第5項）、有害広告物に関する内容の変更等の命令をするとき（第44条）、有害興行の入場禁止掲示の様式を定める規則の制定若しくは改廃をするとき（第41条第6項）、有害図書

等に該当する図書等を定める規則の制定若しくは改廃をするとき（第42条第2項第1号・第2号）、有害図書等の購入等禁止掲示の様式を定める規則の制定若しくは改廃をするとき（第43条第4項）、有害がん具等に該当する物品を定める規則の制定若しくは改廃をするとき（第45条第2項）、深夜入場禁止営業を定める規則の制定若しくは改廃をするとき（第56条第1項）又は興行等の深夜入場禁止掲示の様式を定める規則の制定若しくは改廃をするとき（第56条第2項）は、緊急を要する場合を除き、子ども政策審議会の意見を聴かなければならない旨を規定したものである。

- 2 第2項は、知事は、緊急を要する場合において、子ども政策審議会の意見を聴かずに規定に違反した携帯電話インターネット事業者に対し必要な勧告をするとき（第34条の2第5項）、規定に違反した携帯電話インターネット事業者に対し勧告を経ずに公表をするとき（第34条の2第6項ただし書）、有害興行の指定をしたとき（第41条第1項）、有害図書等の指定をしたとき（第42条第1項）、有害がん具等の指定をしたとき（第45条第1項）、有害図書等の陳列に関して改善等の命令をしたとき（第43条第5項）、有害広告物の表示等に関して必要な命令をしたとき（第44条）は、事後において速やかに子ども政策審議会に報告しなければならない旨を規定したものである。

（推奨等の申出）

第59条 第37条第1項の規定による推奨、第41条第1項、第42条第1項若しくは第45条第1項の規定による指定又は第43条第5項若しくは第44条の規定による命令をすることが適当であると認める者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があったときは、速やかにその申出について石川県子ども政策審議会に報告しなければならない。

【要 旨】

優良図書等の推奨、有害図書等の指定等の申出について規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、優良図書等の推奨（第37条第1項）、有害興行の指定（第41条第1項）、有害図書等の指定（第42条第1項）、有害がん具等の指定（第45条第1項）、有害図書等の陳列に関する改善等の命令（第43条第5項）又は有害広告物の表示等に関する必要な命令（第44条）をすることが適当であると認める者は、当該推奨、指定又は命令をすることを知事に申し出ることができる旨を規定したものである。
- 2 第2項は、知事は、第1項の規定による推奨、指定又は命令をすることの申出があったときは、速やかに子ども政策審議会に報告しなければならない旨を規定したものである。

第3章 若者の自立に向けた支援

(奨学資金の貸与)

第60条 知事は、勉学意欲があり、かつ、学資の支弁が困難な者に対し、別に条例で定めるところにより、毎年度予算の定める範囲において、就学に必要な学資金として奨学資金を貸与することができる。

【要 旨】

奨学資金の貸与について規定したものである。

【解 説】

- 1 本条は、知事が、教育を受ける意欲と能力のある学生に対し、経済的な面で心配することなく安心して学べるよう、奨学資金を貸与できることを規定したものであり、若者の自立を促すためにも、勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがないよう奨学金制度による支援を一層推進するものである。
- 2 別に定める条例とは、「石川県育英資金貸与条例」をいうものである。

(就業体験等)

第61条 県は、青少年に対し、就労意識の醸成を図るため、中学校、高等学校等の生徒を対象とした職場見学、就業体験等の実施に努めるものとする。

【要 旨】

青少年の就労意識の醸成に関し、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

- 1 若者が、自己実現や社会への参画を目指しながら、自己の選択として、職業や結婚、出産、子育てを自らの人生において積極的に位置付けていくことは、自立した社会人となる上で、非常に大切なことである。
- 2 このため、県では、若者にできるだけ早い段階から社会とのかかわりを実感することのできる機会を提供するため、小学校や中学校段階からの職場見学や職場体験、高校生の就業体験（インターンシップ）など、早い時期からの就労意識の醸成を図るものである。

(若者等の就労意識の形成等)

第62条 県は、青少年又は若者（以下この章において「若者等」という。）に対し、就労意識の醸成、職業設計及び職業選択が適切になされるよう、職業に関する講話、研修等の実施に努めるものとする。

【要 旨】

青少年や若者の就労意識の形成等に対する支援について、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

県では、「若者女性しごと情報館（ジョブカフェ石川）」を運営し、各学校におけるキャリア教育の取組みを支援するとともに、職業意識の形成支援から職業相談・就職支援まで青少年の就職に関するサービスをワンストップで提供する体制を整備するものである。

（障害等を有する若者等に対する就労支援）

第63条 県は、障害等を有する若者等の就労を支援するために必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関及び民間団体と相互に連携して、障害等を有する若者等の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めるものとする。

2 県は、障害等を有する若者等の就労を支援するため、これらの者の雇用又は就労体験の受入れに積極的な事業主の名簿の作成その他の便宜の供与及び当該事業主の顕彰を通じた障害等を有する若者等の就労に関する社会の理解の促進に努めるものとする。

【要 旨】

障害等を有する若者等の就労支援について、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

- 1 障害等のある若者が地域の中で自立した生活を送る上で、その持てる力を最大限に発揮し、意欲や適性に応じて就労することは、ノーマライゼーションの観点からも非常に重要である。
- 2 このため、県では、障害者の雇用について事業主をはじめ、一般県民の理解を高めるとともに、障害等のある若者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するものである。

（就労形態が不安定な若者等に対する就労支援）

第64条 県は、フリーター、ニートその他の就労形態が不安定な、又は就労することに様々な困難を抱えている若者等が自立した生活を営むことができるよう、これらの者の就労を支援するための施策の推進に努めるものとする。

【要 旨】

フリーターやニート等に対する働く意欲の涵養・向上に、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

- 1 近年、定職に就かず、アルバイトやパートの仕事に従事しているフリーターや、働かず、通学や家事もしていないニート（若年無業者）の数は依然として高水準にあり、高止まりしている。こうした状況が続くことは、若者本人にとっても社会にとっても大きな損失となるものである。
- 2 このため、県では、こうした若者に対して、職業的自立に向けての専門的相談支援等を実施する「若者職業的自立支援推進事業」を推進するなど個々の若年者の状態に応じた総合的な支援に取り組むものである。

（入所児童の自立支援）

第65条 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同号に規定する施設に入所させる措置を採られた児童（同法第31条第2項の規定により同項に規定する施設に在所させる措置を採られた児童及び同条第4項の規定により同法第27条第1項第3号に規定する施設に入所させる措置を採られた同法第31条第4項に規定する延長者を含む。以下この条及び第83条において「入所児童」という。）が入所する施設（以下この章及び第六章において「入所施設」という。）の長、小規模住居型児童養育事業（同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下この条及び次条において「住居型養育事業」という。）を行う者又は里親（同法第6条の4に規定する里親をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、入所児童又は住居型養育事業を行う者若しくは里親が養育する児童（乳幼児及び小学校に就学している者を除く。以下この条において「入所等児童」という。）とともに、入所等児童が入所施設を退所し、又は住居型養育事業を行う者若しくは里親の養育から離れて独立した後に円滑に自立した家庭生活を営むことができるよう、入所等児童ごとに自立計画を策定するものとする。

2 入所施設の長、住居型養育事業を行う者及び里親は、前項の規定による自立計画の策定に当たっては、入所等児童の希望、特性、家庭環境その他の事情を総合的に勘案するものとし、当該入所等児童の同意を得なければならない。

3 知事は、第1項の規定による自立計画の策定に資するため、自立支援アドバイザー（入所等児童の自立に関する専門的な指導及び助言を行う者であってあらかじめ知事が指名するものをいう。）を入所施設又は住居型養育事業を行う者若しくは里親の家庭に派遣するものとする。

【要 旨】

児童養護施設等に入所する児童等の自立支援に関して規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、児童養護施設等の施設の長、住居型養育事業を行う者又は里親は、児童が施設を退所し、又は住居型養育事業を行う者や里親の養育から離れて独立した後に円滑に自立した家庭生活を営むことができるよう、自立計画を策定する旨規定したものである。
- 2 第2項は、児童養護施設等の施設の長、住居型養育事業を行う者及び里親は、第1項の自立計画の策定に当たっては、児童の状況、事情等を総合的に勘案し、児童の同意を得なければならない旨規定したものである。
- 3 第3項は、知事は、第1項の自立計画の策定に資するため、自立支援アドバイザーを施設又は住居型養育事業を行う者や里親の家庭に派遣する旨規定したものである。自立支援アドバイザーは、児童の自立に関する専門的な指導及び助言を行うことができる者を知事が指名するものである。

(身元保証)

第66条 知事は、入所施設を退所し、若しくは住居型養育事業を行う者若しくは里親の養育から離れて独立した若者又は父母若しくは父母の一方が死亡し、若しくはその所在が明らかでない若者等が就職し、就学し、又は住宅を賃借しようとする場合において、規則で定めるところにより特に自立を支援することが必要であると認めるときは、当該者の申請により、次の各号に掲げる事項について当該各号に定める範囲内の保証を行うことができる。

(1) 保証を受けた者が就職し、就学し、又は住宅を賃借した場合におけるこれらの行為の相手方（次項において「雇用主等」という。）に対し与えた損害であって規則で定めるものに対する補償の額 50万円

(2) 保証の期間 3年

2 知事は、前項の保証を受けた者が故意又は重大な過失により雇用主等に対し損害を与えたときは、その損害の発生の事実があったときから将来に向かって、保証を取り消すことができる。

3 知事は、前項の損害の賠償のため支弁した費用の全部又は一部について、保証を受けた者に対し、求償することができる。

(平21条例17・一部改正)

【要 旨】

児童養護施設等を退所した若者等が就職する場合等における知事の身元保証に関して規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、知事は、児童養護施設等を退所し、若しくは住居型養育事業を行う者や里親の養育から離れて独立した若者又は父母若しくは父母の一方が死亡し、若しくは所在不明である若者等が就職し、就学し、又は住宅を賃借しようとする場合において、特に自立を支援することが必要であると認めるときは、保証を行うことができる旨規定したものである。

「特に自立を支援することが必要であると認めるとき」とは、本条例施行規則第11条第1項において、条例第65条第1項の自立計画を策定し、かつ、保護者・親族等が保証人となることができないこと、生活に困窮していることその他の自立を妨げる特別な事情がある場合と規定されている。

第1項の保証の法的性格は損失補償であって、保証を受けた者が雇用主等に対し与えた損害を知事が賠償するものであるが、その損害とは、本条例施行規則第11条第2項において、保証を受けた者が故意又は重大な過失により雇用主等に対し与えた財産上の損害（住宅の賃借又は教育を受けることの対価に関する債務の不履行によるものを除く。）であると規定されている。失火、器物損壊、横領等による施設設備、金銭その他の財産の損害を想定しており、家賃、授業料等の滞納による損害は除かれるものである。

- 2 第2項は、知事は、第1項の損害の発生の事実があったときから将来に向かって、保証を取り消すことができる旨規定したものである。
- 3 第3項は、知事は、第1項の損害を賠償したときは、保証を受けた者に対し、求償することができる旨規定したものである。

(授業料の減免)

第67条 知事は、前条第1項の保証を受けた者（生活の困窮その他の特別な事情があると知事が認める者に限る。）であって県が設置する専修学校に就学するものに対し、別に条例で定めるところにより、授業料を減免することができる。

（平27条例17・一部改正）

【要 旨】

身元保証を受けて就学する者に対する授業料の減免に関して規定したものである。

【解 説】

知事は、第66条第1項の保証を受けて県立の専修学校に就学する者に対し、授業料を減免することができる旨規定したものである。

県立の専修学校としては、保育専門学園及び総合看護専門学校を想定しており、「別に条例で定めるところにより」とは、それぞれの学校の設置条例の中で定めた授業料の減免に関する規定によりという意味である。

(乳幼児と触れ合う機会の確保)

第68条 県は、若者等が保育所等において、乳幼児に対する食事の介助、絵本の読み聞かせその他の乳幼児との触れ合いを体験することができる機会の確保に努めるものとする。

【要 旨】

青少年や若者に対する乳幼児と触れあう機会の確保について、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

- 1 近年、年少の子どもを世話する経験が少ないため、親としての自覚や育児能力が不十分なまま子どもをもち、様々な問題を抱え、地域社会で孤立する若い子育て家庭が増加しているという指摘もなされている。
- 2 このため、県では、次代の親となる青少年や若者が、乳幼児とのふれあいや育児体験を通じて、子育ての喜びや命の大切さ、さらには人への思いやりや人と人との絆の大切さを感じることができる機会の確保を図るものである。

第3章の2 若者の結婚に向けた支援

(結婚支援体制の整備等)

第68条の2 県は、市町等と連携し、若者の結婚に向けた支援を推進する体制の整備に努めるものとする。

2 県は、県及び市町等の間における結婚支援に関する情報を共有し、結婚を希望する若者が必要な支援を受けることができるよう努めるものとする。

(平27条例17・追加)

【要 旨】

結婚を希望する若者への支援について、県が市町、企業等と連携し、積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

- 1 地域のつながりの希薄化等に伴い、近所で結婚相手を紹介する仲人等が少なくなるなど、結婚を希望しながら相手と巡り合う機会が少ないといった若者の現状がある中、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団に設置した「いしかわ結婚支援センター」を拠点に、市町や企業等とともに官民一体で結婚支援に取り組むものである。
- 2 このうち、企業においては、配偶者との出会いが職場や仕事関係が多いことを踏まえ、従業員に対して結婚支援情報や出会いの機会の提供に積極的に取り組む企業を「いしかわ婚活応援企業」として認定し支援するなど、企業での結婚支援の取組を促進するものである。
- 3 また、結婚を希望する若者からは結婚していない理由として、経済的理由も多く挙げられていることから、「石川しあわせ婚応援パスポート（愛称：婚パス）」を通じて、結婚の際の経済的負担の軽減と社会全体で結婚を応援する気運の醸成を図るものである。

(相談体制の整備等)

第68条の3 県は、市町等と連携し、結婚を希望する若者の出会い、結婚等に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

(平27条例17・追加)

【要 旨】

結婚を希望する若者の相談体制の整備に関し、県が市町、企業等と連携し、積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

結婚を希望する若者が結婚に関する悩みや不安について気軽に相談できる窓口を設置するとともに、いしかわ結婚支援センターのホームページ等による一元的な情報提供、異性とのコミュニケーションの取り方やマナーを指南するなどの支援を行うものである。

(出会いの機会の提供等)

第68条の4 県は、市町等と連携し、結婚を希望する若者に対し、出会いの機会の提供及び出会いの場等の情報提供に努めるものとする。

(平27条例17・追加)

【要 旨】

結婚を希望する若者に対する、出会いの機会の提供に関し、県が市町、企業等と連携し、積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

県が、結婚を希望する若者に対し、しあわせアドバイザー「縁結びist」による結婚相談やお見合いの仲介による出会いの機会の提供を行うとともに、市町や企業等と連携し、イベントによる出会いの機会の提供を行うものである。

(結婚等を考える機会の提供)

第68条の5 県は、若者が結婚に希望を持つことができるよう、結婚、子育て等の意義を考える機会の提供に努めるものとする。

(平27条例17・追加)

【要 旨】

若者のライフプランに対する意識の醸成に対し、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

若者が就業、結婚、妊娠・出産、子育てなど各ライフステージにおいて、自らの希望する生き方ができるよう、自らのライフプランを具体的に考えることのできる機会を提供し、意識の醸成を図るものである。

第4章 子育て支援

第1節 男性の子育てへの参画の促進

(男性の子育てへの参画の促進に向けた意識啓発)

第68条の6 県は、男性の子育てへの参画の促進に向け、県民及び事業主への意識の啓発その他必要な施策の推進に努めるものとする。

(令2条例19・追加)

【要 旨】

男性の子育てへの参画の促進に向けた、男性自身の意識啓発や、企業における取組の推進について、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

- 1 共働き家庭の増加などにより、子育てにおける男性の役割が重要となる中、県が、男性の子育てへの参画について理解が深まり、社会全体で応援する気運が高まるよう、県民に対して、男性が子育てに関わることの大切さや意義等の啓発に努める旨規定したものである。
- 2 また、男性が子育てに参画しやすい環境作りを進めるためには、子育て中の従業員に対する職場の理解が不可欠であることから、男性が子育てに参加しやすい職場環境が実現されるよう、企業に対する意識啓発などの取組を推進するものである。

(男性の子育てに対する支援)

第68条の7 県は、保護者である男性に対し、子育てを行うために必要な情報提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(令2条例19・追加)

【要 旨】

家庭内における男性の子育ての参画促進について、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

県が、夫婦の協力のもと子育てや家事が行われるよう、そのきっかけづくりとなる取組を進めるとともに、男性に対する子育て講座の開催等を通じた支援や必要な情報の提供等に努めるものである。

第2節 地域社会全体による子育て支援

(県民育児の日)

第69条 県は、地域社会全体において、子育てに対する理解を深めるとともに、ワークライフバランスについて考える契機とするため、県民育児の日を設ける。

- 2 県民育児の日は、毎月19日とする。
- 3 県は、県民育児の日の普及について必要な措置を講ずるものとする。
- 4 事業主は、県民育児の日において、雇用労働者の子育てを支援するための取組を行うよう努めるものとする。

【要 旨】

「県民育児の日」の制定と普及について規定したものである。

【解 説】

- 1 「県民育児の日」は、地域全体、特に職場において、子育ての大切さについて理解を深めるとともに、仕事と家庭生活の調和（ワークライフバランス）について考える契機となるよう、毎月19日を県民育児の日と定め、広く県民へ提唱し、子育てを地域社会全体で支援する気運の醸成を図ろうとするものである。
なお、19日を育児の日としたのは、数字の19の読み（いく）と語呂を合わせたものである。
- 2 第4項は、事業主が県民育児の日において雇用労働者の子育てを支援するため、育児休業の取得促進、残業の縮減等の職場環境の整備に努めることを規定したものである。

(地域子育て支援計画の認定及び公表)

第70条 知事は、事業者その他の団体がそれぞれの地域社会において自主的に定めた子育てをする家庭を支援するための計画であって規則で定めるところにより適切と認めるものを、その申請により、地域子育て支援計画として認定することができる。

- 2 知事は、前項の規定により地域子育て支援計画を認定したときは、その概要を公表するものとする。

【要 旨】

地域子育て支援計画の認定等に関して規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、知事は、事業者その他の団体が地域社会において子育てをする家庭を支援するための取組について定めた計画を地域子育て支援計画として認定することができる旨規定したものである。

地域子育て支援計画の認定申請については、本条例施行規則第12条において、子育てをする家庭を支援するための取組について、その目標、内容、実施時期等を記載した計画書等を添えて行うことが規定されている。

- 2 第2項は、知事は、認定した地域子育て支援計画の概要を公表する旨規定したものである。

(地域子育て支援推進センター)

第71条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認める者を地域子育て支援推進センターとして指定することができる。

- (1) 地域社会において事業者その他の団体が子育てをする家庭を支援するための取組を促進する業務
- (2) 地域社会において事業者その他の団体が子育てをする家庭を支援するための取組に対する社会的評価を高める業務
- (3) 県民育児の日その他の地域社会全体で子育てをする家庭を支援する取組について、その普及及び啓発を図る業務

2 地域子育て支援推進センターは、2人以上の子どもが属する世帯（以下この条及び次条において「多子世帯」という。）における子育てを支援するための事業者その他の団体の取組を促進するため、多子世帯に対し、その申請により、多子世帯であることの証明書を交付することができる。

3 前項の証明書の交付を受けた多子世帯に属する者は、当該証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 地域子育て支援推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 知事は、この条例の施行に必要な限度において、地域子育て支援推進センターに対し、その業務に関し報告を求め、又は当該業務の改善について勧告することができる。

6 知事は、地域子育て支援推進センターが、正当な理由なく、前項の規定による報告をせず、又は勧告に従わないときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。

(平29条例15・一部改正)

【要 旨】

地域子育て支援推進センターの指定等に関して規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、知事は、地域子育て支援推進センターを指定することができる旨規定したものである。地域子育て支援推進センターは、事業者その他の団体が地域社会において子育てをする家庭を支援するための取組について、その促進、普及啓発及び社会的評価を高めることを業務とするものである。
- 2 第2項は、地域子育て支援推進センターは、子どもが2人以上いる世帯（多子世帯）に対し、多子世帯であることの証明書を交付することができる旨規定したものである。
本県においては、多子世帯であることの証明書を「プレミアム・パスポート」として、これを持参した者が協賛店舗等において割引などの特典が受けられる事業を平成18年1月から子どもが3人以上いる世帯を対象に実施してきたが、出生率の上昇に向け、子どもを2人以上持つことを支援するため、平成29年10月から「プレミアム・パスポート」の交付対象を子どもが2人以上いる世帯に拡大した。
- 3 第3項は、多子世帯に属する者は、多子世帯であることの証明書を他人に譲渡・貸与してはならない旨規定したものである。
- 4 第4項は、地域子育て支援推進センターの役職員又は役職員であった者の守秘義務について規定したものである。
- 5 第5項は、知事は、本条例の施行のために必要な限度において、地域子育て支援推進センターに対し、業務に関して報告を求めたり、改善を勧告することができる旨規定したものである。
- 6 第6項は、知事は、地域子育て支援推進センターが正当な理由なく第5項の報告又は勧告を拒否したときは、地域子育て支援推進センターの指定を取り消すことができる旨規定したものである。

（県営住宅の入居に係る優遇措置）

第72条 知事は、多子世帯及び母子家庭等に対し、子育てのための良好な居住環境を確保するため、別に定めるところにより、県営住宅の入居について優遇措置を講ずることができる。

（平26条例39・一部改正）

【要 旨】

多子世帯やひとり親世帯に対する県営住宅の入居に対する優遇措置について規定したものである。

【解 説】

県営住宅条例第9条第4項の規定により、県営住宅の入居者の決定（入居登録順位の抽選を含む。）にあたり、次のとおり当選確率2倍の優遇措置が講じられるものである。

- (1) 65歳以上の高齢者世帯
- (2) 障がい者を含む世帯
 - ① 1級から4級までの身体障害者 ② 1級から3級までの精神障害者
 - ③ A及びBの知的障害者
- (3) ひとり親世帯（配偶者のない親が現に20歳未満の子を養育している世帯。祖父母がいる世帯は含まない。）
- (4) 生活保護世帯
- (5) 多子世帯（18歳未満の児童が3人以上いる世帯）
- (6) DV被害者世帯
- (7) 犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯

第3節 子育てをする雇用労働者への配慮

（一般事業主行動計画の策定及び公表）

第73条 県内に本店又は主たる事務所を置く国及び地方公共団体以外の事業主（以下この条において「県内一般事業主」という。）であって常時雇用する労働者の数が50人以上100人以下のものは、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項に規定する一般事業主行動計画（以下この条及び次条において「一般事業主行動計画」という。）を策定し、公表しなければならない。

ただし、同法第15条の3に規定する特例認定一般事業主を除く。

2 県内一般事業主であって常時雇用する労働者の数が21人以上49人以下のものは、一般事業主行動計画を策定し、公表するよう積極的に努めなければならない。

3 県内一般事業主は、一般事業主行動計画を策定するに当たっては、規則で定めるところにより、その内容の充実に努めるものとする。

（平21条例17・平27条例17・平30条例25・一部改正）

【要 旨】

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象範囲の拡大に関する規定である。

【解 説】

- 1 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）第12条の規定により、国及び地方公共団体以外の事業主（以下「企業」という。）であって、常時雇用する労働者（以下「従業員」という）の数が101人以上の企業は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等（次世代育成支援対策）を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、所在地の労働局に速やかに届け出なければならないこととされている。

る。また、100人以下の従業員を雇用する企業も行動計画を策定し、届け出るよう努めなければならないこととされている。

- 2 働きやすい職場環境づくりを推進し、ワークライフバランスの実現を図るため、これまでに本県では、次世代法に基づき、行動計画の策定等が義務づけられる企業の従業員の割合が全国の割合と同等になるよう、県独自に、行動計画の策定等が義務づけられる企業の対象を適宜拡大し、現在、従業員50人以上100人以下の企業が対象となっており、そのうち9割を超える企業で行動計画の策定等がなされている。
- 3 このような中、仕事と子育てを両立できる環境の一層の充実に向けて、平成30年に条例を改正し、行動計画の策定等の対象を従業員21人以上49人以下の企業にまで拡大した。従業員21人以上49人以下の企業は、行動計画の策定等について、平成31年4月から積極的に努めなければならない、規則で定める日から義務づけられることとなっている。
- 4 県では、従業員21人以上49人以下の企業に社会保険労務士を派遣し、行動計画の策定をきめ細かく支援している。

(ワークライフバランス企業の登録及び公表)

第74条 一般事業主行動計画を策定した者は、県にワークライフバランス企業（雇用労働者がワークライフバランスを図るために必要な職場環境の整備を行う企業をいう。以下この条において同じ。）として登録することができる。

2 県は、前項の規定によりワークライフバランス企業として登録された者のワークライフバランスに関する取組の状況、当該企業の概要等を公表するものとする。

3 知事は、ワークライフバランス企業のうち、雇用労働者がワークライフバランスを図るために必要な職場環境の整備に特に積極的に取り組み、顕著な成果があったものを表彰することができる。

【要 旨】

ワークライフバランス企業の登録等に関する規定である。

【解 説】

- 1 ワークライフバランスとは、「職業生活と家庭生活の調和」を意味する言葉である。
- 2 県では、働く方々が子育てしやすい職場づくりを推進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業を「ワークライフバランス企業」として登録し、当該企業の名称、業務概要、行動計画の内容その他の企業情報を県のホームページなどで積極的にPRするとともに、特に優良な取組みを行っている企業を顕彰する表彰制度を設けるものである。

(自立促進計画)

第75条 県は、母子家庭等及び父子並びに寡婦自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条第2項第3号に規定する自立促進計画を策定するものとする。

2 県は、前項の自立促進計画に基づき、母子家庭等の母等の就業の支援に関する施策の推進に努めるものとする。

（平26条例39・一部改正）

【要 旨】

母子家庭や父子家庭、寡婦に対する支援について、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

1 第1項に基づき、県では、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条第2項第3号に規定する母子家庭や父子家庭、寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定するものである。

2 第2項に基づき、県では、第1項の規定により策定した自立促進計画に基づき、母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立を促進するため、福祉施策と労働施策の連携を図り、相談から就業に至る総合的な支援をするものである。

第5章 食育の推進

(石川県食育推進計画)

第76条 県は、食育基本法（平成17年法律第63号）第17条第1項に規定する食育の推進に関する施策についての計画（以下この条において「石川県食育推進計画」という。）を策定するものとする。

2 石川県食育推進計画においては、次に掲げる事項に重点を置くものとする。

(1) 子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校及び地域において食育を推進すること。

(2) 本県の伝統ある優れた食文化の継承及び郷土料理、食材等を活用した体験活動を通じた食育を推進すること。

3 県民及び事業者その他の団体は、石川県食育推進計画に沿って、家庭、学校及び地域において相互に連携して食育の推進に努めるものとする。

【要 旨】

食育の推進について、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

1 平成17年7月に施行された「食育基本法」の前文では、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められているとされており、県においても、食育基本法第17条第1項の規定に基づき、本県における食育の推進に関する施策についての計画を策定することを定めたものである。

2 第2項は、県の計画における重点項目について規定している。

(1) 第1号

健全な食生活は、健康で豊かな人間性の基礎をなすものであり、生涯にわたって健全な食生活を実践するためには、子どもの頃からの食育が重要である。

このため、子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身に付けることができるように、家庭、保育所、認定こども園、幼稚園、学校及び地域などにおいて食育を推進する。

(2) 第2号

食は、地域における伝統や気候風土と深く結びついており、先人によって培われてきた多様な食文化を後世に伝えていくことが重要である。しかしながら、毎日の食生活が自然の恩恵と食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、日々の生活の中で学び実感することは困難である場合が多いことから、郷土料理や食材等を題材とした体験活動を中心とした食育を推進し、感謝の念や理解が深まるよう配慮する。

- 3 第3項は、県民一人一人が食育の意義や必要性等を理解し、これを実践するとともに、行政のみならず、家庭、保育所、認定こども園、幼稚園、学校及び地域等社会の様々な分野において、関係者が食をめぐる問題意識を共有しつつ、相互に連携しながら取り組むことを求めたものである。

(地域における食育推進)

第77条 知事は、事業者その他の団体がそれぞれの地域において自主的に定めた子どもに対する食育の推進のための計画であって規則で定めるところにより適切と認めるものを、その申請により、地域版食育推進計画として認定することができる。

2 知事は、前項の規定により地域版食育推進計画を認定したときは、その概要を公表するものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定した地域版食育推進計画に沿って食育の推進に取り組む事業者その他の団体であって規則で定めるところにより適切と認めるものを、その申請により、子ども食育応援団として認定することができる。

【要 旨】

地域における食育の推進に関する規定である。

【解 説】

地域における自発的な食育活動を促進するため、関係団体が連携して「地域版食育推進計画」の策定とこれに基づく取組を推進し、同計画の認定制度を設けるものである。また、この計画に積極的に参画する事業者等を「子ども食育応援団」として認定する制度を設けるものである。

第6章 子どもの権利擁護

(子どもに対する虐待の未然防止及び早期発見)

第78条 県は、子どもに対する虐待を未然に防止するため、子育てに関する情報の提供及び相談体制の整備に努めるものとする。

2 知事は、子どもに対する虐待について、関係者（児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。以下この条及び第80条において同じ。）が早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針（次項において「早期発見対応指針」という。）を策定しなければならない。

3 関係者は、早期発見対応指針に従って、子どもに対する虐待の早期発見及び早期対応に努めるものとする。

【要 旨】

子どもに対する虐待の未然防止及び早期発見に関して規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、県は、子どもに対する虐待の未然防止に資するため、子育てに関する情報を提供するとともに、保護者が抱えている子育てに関する悩み、不安等の相談に応ずる体制の整備に努める旨規定したものである。
- 2 第2項は、知事は、児童相談所、市町等の行政機関、学校、病院その他の関係機関の職員等が子どもに対する虐待を早期に発見し、対応するための指針を策定しなければならない旨規定したものである。
- 3 第3項は、関係者は、知事が策定する早期発見対応指針に従って、子どもに対する虐待の早期発見及び早期対応に努める旨規定したものである。

(子ども虐待対策協力病院)

第79条 知事は、子どもに対する虐待の早期発見に資するため、児童相談所に対して、子どもに対する虐待に関する医学的な判断及び治療に基づく助言その他の協力を行うことができる医療機関を子ども虐待対策協力病院として指定することができる。

2 子ども虐待対策協力病院は、子どもに対する虐待に関する医学的な判断及び治療について、児童相談所及び他の医療機関からの相談に応ずるとともに、これを通じてその専門的な知識の普及及び維持向上に努めるものとする。

3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、子ども虐待対策協力病院の設置者に対し、その業務に関し報告を求め、又は当該業務の改善について勧告すること

ができる。

- 4 知事は、子ども虐待対策協力病院の設置者が、正当な理由なく、前項の規定による報告をせず、又は勧告に従わないときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。

【要 旨】

子ども虐待対策協力病院の指定等に関して規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、知事は、子ども虐待対策協力病院を指定することができる旨規定したものである。子ども虐待対策協力病院は、医学的な判断及び治療に基づく助言等により、児童相談所と協力して、子どもに対する虐待の早期発見に努めるものである。
- 2 第2項は、子ども虐待対策協力病院は、医学的な判断及び治療に基づいて、児童相談所等からの相談に応ずるとともに、その専門的知識の普及等に努める旨規定したものである。子どもの身体に残された小さな痣や傷などの虐待の痕跡が医師によって発見されることも多く、子どもに対する虐待の早期発見のためには医療機関の協力が欠かせないものである。
- 3 第3項は、知事は、本条例の施行のために必要な限度において、子ども虐待対策協力病院に対し、業務に関して報告を求めたり、改善を勧告することができる旨規定したものである。
- 4 第4項は、知事は、子ども虐待対策協力病院が正当な理由なく第3項の報告又は勧告を拒否したときは、子ども虐待対策協力病院の指定を取り消すことができる旨規定したものである。

(虐待を受けた子どもの保護及び支援)

- 第80条 知事は、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針（以下この条において「保護支援指針」という。）を策定しなければならない。
- 2 保護支援指針には、関係者が相互に密接に連携して、虐待を受けた子どもの心身の健全な発達を促進し、及びその自立を支援すること並びに虐待を行った保護者に対してその虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための援助を行うことを定めるものとする。
 - 3 関係者は、保護支援指針に従って、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切に保護及び支援を行うよう努めるものとする。

【要 旨】

虐待を受けた子どもの保護及び支援に関して規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、知事は、虐待を受けた子どもの保護及び支援を行うための指針を策定しなければならない旨規定したものである。
- 2 第2項は、保護支援指針には、虐待を受けた子どもが健全に発達し、自立し、家族との良好な関係を築くことができるよう、関係者が連携して支援等を行うことを定める旨規定したものである。
- 3 第3項は、関係者は、知事が策定する保護支援指針に従って、虐待を受けた子どもの保護及び支援に努める旨規定したものである。

(要保護児童対策地域協議会)

第81条 県は、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下この条において同じ。）を置くとともに、市町が設置する要保護児童対策地域協議会を支援するものとする。

【要 旨】

要保護児童対策地域協議会に関して規定したものである。

【解 説】

児童福祉法に基づき、地方公共団体は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。同法第6条の3参照）の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務従事者その他の関係者により構成される協議会を置くことができる旨規定されているところである。（同法第25条の2第1項参照）

本条は、本県においては、県の協議会を必置のものとし、県が市町の協議会を支援する旨規定したものである。

(入所児童等の生活の質の確保)

第82条 知事は、入所施設等（入所施設及び児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設をいう。以下この条において同じ。）において、入所施設等で生活する児童（以下この条において「入所児童等」という。）の個人の秘密の保持が確保され、かつ、入所児童等が家庭的な生活を営むことができるよう、生活の質の確保に関する指針を策定しなければならない。

- 2 県及び入所施設等の長は、前項の指針に従って、入所児童等とともに、入所施設

等における入所児童等の生活の質の向上が図られるよう努めるものとする。

【要 旨】

児童養護施設等における児童の生活の質の確保に関して規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、知事は、児童養護施設等の入所施設及び母子生活支援施設において、児童のプライバシーが守られ、児童が家庭的な生活を営むことができるよう、生活の質の確保に関する指針を策定しなければならない旨規定したものである。
- 2 第2項は、県及び児童養護施設等の施設の長は、知事が策定する指針に従って、児童とともに、施設における児童の生活の質の向上が図られるよう努める旨規定したものである。

(入所児童の権利擁護)

第83条 知事は、入所児童の権利を擁護するため必要があると認めるときは、権利擁護委員（弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条若しくは第5条の規定により弁護士となる資格を有する者又は児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者のうちから、知事が任命する者をいう。以下この条において同じ。）を入所施設に派遣し、個別に入所児童から意見を聴取させることができる。

2 前項の規定により入所施設に派遣される権利擁護委員は、その身分を示す証明書を携帯し、入所児童又は入所施設の職員その他関係者に提示しなければならない。

3 権利擁護委員は、第1項の規定による意見聴取の結果、入所児童の処遇について改善が必要と認めるときは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条の規定により石川県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会にその旨を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出を受けた運営適正化委員会は、社会福祉法第85条及び第86条に規定する措置を講じなければならない。

（平29条例14・一部改正）

【要 旨】

児童養護施設等に入所する児童の権利擁護に関して規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、知事は、児童養護施設等に入所する児童の権利を擁護するため必要があると認めるときは、権利擁護委員を児童養護施設等の施設に派遣し、入所する児童から意見聴取させることができる旨規定したものである。権利擁護委員は、弁護士の資格又は児童福祉司に任用される資格を有する者のうちから、知事が任命するものである。

- 2 第2項は、権利擁護委員は、施設に派遣され、児童から意見聴取するに当たっては、身分証明書を携帯し、提示しなければならない旨規定したものである。
- 3 第3項は、権利擁護委員は、児童からの意見聴取の結果、施設における児童の処遇について改善が必要と認めるときは、石川県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に改善が必要である旨を申し出なければならない旨規定したものである。
- 4 第4項は、第3項の申出を受けた運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情の解決に必要な助言、調査、斡旋、知事に対する通知その他の措置（社会福祉法第85条・第86条参照）を講じなければならない旨規定したものである。

第6章の2 ヤングケアラーへの支援

(ヤングケアラーへの支援体制の整備等)

第83条の2 県は、ヤングケアラーがそれぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、当該ヤングケアラーの福祉が増進されるよう、その発見、相談、市町及び関係機関等による援助の多様な支援を包括的に提供する体制の整備に努めるものとする。

2 県は、県民がヤングケアラーに関して意識を高め、理解を深めるための広報啓発活動に努めるものとする。

3 県は、ヤングケアラーの早期発見及び適切な支援につなぐため、学校の教員に対する研修等を実施するとともに、ヤングケアラーの置かれた様々な状況に対応できるよう、多様な相談体制の整備に努めるものとする。

4 県は、ヤングケアラーの良好な家庭的環境の実現のため、必要に応じて、ヤングケアラーの保護者への支援に努めるものとする。

5 県は、ヤングケアラーへの支援に関する活動を行う民間団体と協働して、その民間団体の自主性を尊重しつつ、ヤングケアラーへの支援体制の整備に努めるものとする。

(令5条例9・追加)

【要 旨】

ヤングケアラー支援について、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

1 第1項は、県が、「発見」「相談」「市町及び関係機関等による援助」の3点の一連の流れとしたヤングケアラー支援について、本人の意思が尊重されながら、それぞれのヤングケアラーが抱えている問題等に応じて、多様かつ包括的に提供する体制の整備に努めることを定めたものである。

2 第2項は、県が、ヤングケアラーへの支援を、県民をあげて取り組むため、広報啓発活動の実施に努めることを定めたものである。

3 第3項は、ヤングケアラーの支援は、早期発見が重要であり、子どもに接する時間が長く、子どもの変化に気づきやすい学校の教員の研修等を継続的に実施すること、また、元ヤングケアラーによる「ピアカウンセリング」の実施など、多様な相談体制の整備に努めることを定めたものである。

4 第4項は、ヤングケアラー支援は、ヤングケアラー本人はもとより、その保護者をはじめ、家族全体への支援が重要であり、県は、その支援に努めることを定めたものである。

5 第5項は、それぞれの家庭の問題が多様化、複雑化していることを踏まえ、行政と関係機関等の連携及び民間団体との協働により、早期から切れ目なく実現できるよう努めることを定めたものである。

なお、本条例では、ヤングケアラーについては、本来大人が担うと想定される家事、家族の世話等を日常的に行っている子どもとしているが（考え方については第2条の解説参照）、ヤングケアラー支援については、こどもが18歳になったことにより途切れるものではなく、その家庭に応じた支援を継続することが必要であることを、行政、関係機関等、民間団体のすべてが十分留意し、取り組む必要がある。

（ヤングケアラーへの支援に関する推進計画）

第83条の3 県は、ヤングケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 県は、推進計画については県行動計画と一体的に策定するものとする。

（令5条例9・追加）

【要 旨】

ヤングケアラー支援計画に関する規定である。

【解 説】

県がヤングケアラー支援計画を定めることは、県民に対して、県がどのように支援に取り組むかについて明らかにするものであり、県が支援に取り組む際の根拠となるものである。計画については、第9条第2項に規定する県行動計画と一体で策定する旨を定めたものである。

第6章の3 子どもの貧困対策

(子どもの貧困対策の推進)

第83条の4 県は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対し、教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他必要な支援を総合的に推進するものとする。

2 県は、子どもの貧困対策に関する活動を行う民間団体と協働して、当該民間団体の自主性を尊重しつつ、子どもの貧困対策の推進に努めるものとする。

(令5条例9・追加)

【要 旨】

子どもの貧困対策について、県が積極的に取り組むことを規定したものである。

【解 説】

- 1 子どもの貧困対策について、教育の支援、生活の安定に資するための支援、就業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援に加えて、県内の状況に応じた施策を実施する旨規定したものである。
- 2 第2項は、子どもの貧困は、それぞれの家庭の問題が多様化、複雑化していることを踏まえ、行政と関係機関等の連携及び民間団体との協働により、様々な支援が実施できるよう規定する。

(子どもの貧困対策についての計画)

第83条の5 県は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第九条第一項の規定により都道府県における子どもの貧困対策についての計画（以下この条において「対策計画」という。）を策定するものとする。

2 県は、対策計画については県行動計画と一体的に策定するものとする。

(令5条例9・追加)

【要 旨】

県の子どもの貧困対策についての計画に関する規定である。

【解 説】

県が子どもの貧困対策計画を定めることは、県民に対して、県がどのように対策に取り組むかについて明らかにするものであり、県が支援に取り組む際の根拠となるものである。計画については、第9条第2項に規定する県行動計画と一体で策定する旨を定めたものである。

第7章 石川県子ども政策審議会

(設置及び所掌事務)

第84条 子どもに関する施策について調査審議するため、石川県子ども政策審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、県における子どもに関する施策について、毎年少なくとも1回、公聴会を開催し、青少年を含めた県民の意見を聴かなければならない。
- 3 審議会は、県行動計画に基づく措置の実施の状況について、その公表後速やかに、知事に報告を求めるものとする。
- 4 審議会は、毎年度、第2項の規定による聴取及び前項の報告の結果に基づき、当該年度における子どもに関する施策についての意見書を作成し、遅滞なく、知事に提出するとともに、これを公表しなければならない。
- 5 審議会は、児童福祉法第8条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事項を調査審議するほか、法令及びこの条例の規定による知事の諮問に応じ、当該諮問事項を調査審議する。
- 6 審議会は、前2項に定めるもののほか、子どもに関する施策に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

(平27条例17・一部改正)

【要 旨】

子ども政策審議会の設置及び所掌事務について規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、子ども政策審議会を設置することを規定したものである。
- 2 第2項は、子ども政策審議会は、毎年少なくとも一回、公聴会を開催することにより、県が実施する子どもに関する施策全般について、青少年を含めた県民の意見を聴かなければならない旨規定したものである。
- 3 第3項は、子ども政策審議会は、県行動計画（県が策定する子どもに関する施策を推進するための具体的な行動計画）に基づく措置の実施状況（事業の取組状況）について、その公表後速やかに、知事（県の関係部局）に報告を求める旨規定したものである。
- 4 第4項は、子ども政策審議会は、毎年度、公聴会における意見聴取及び県行動計画の実施状況報告の結果に基づき、子どもに関する施策についての意見書を作成し、遅滞なく、知事に提出、公表しなければならない旨規定したものである。
- 5 第5項は、子ども政策審議会は、児童福祉法に基づき知事が行う里親への養育委託及び児童養護施設等への入所の措置、児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令等に関する意見具申その他の児童福祉審議会の権限事項のほか、その他法令及び本条例（第58条の解説参照）に基づく知事の諮問事項を調査審議する旨規定したものである。

- 6 第6項は、子ども政策審議会は、意見書の作成及び知事の諮問事項に関する意見具申のほか、子どもに関する施策に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる旨規定したものである。

(組織等)

第85条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。この場合において、専門委員は、第88条第1項の部会に属するものとする。

3 委員及び専門委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、子どもに関する施策に係る団体を代表する者

4 委員及び専門委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員及び専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員及び専門委員は、再任されることができる。

6 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(平27条例17・一部改正)

【要 旨】

子ども政策審議会の組織、委員の任期等について規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、審議会は、委員25名以内で組織する旨規定したものである。
- 2 第2項は、審議会に、児童福祉に関する事、青少年の健全育成に関する事、幼児教育・保育に関する事等の専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる旨規定したものである。専門委員を置く場合、専門委員は、第88条第1項の規定の審議会の定めるところにより設置する部会に属することになる。
- 3 第3項は、審議会に属する委員及び専門委員は、学識経験を有する者、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者、その他子どもに関する施策に係る団体を代表する者のうちから、知事が任命する旨規定したものである。
- 4 第4項は、委員及び専門委員の任期は、2年（補欠の委員及び専門委員にあっては、前任者の残任期間）とする旨規定したものである。
- 5 第5項は、委員及び専門委員は、任期満了後において、再任されることができる旨規定したものである。
- 6 第6項は、委員及び専門委員の身分は、非常勤の特別職に属する地方公務員とする旨規定したものである。

(会長)

第86条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

【要 旨】

子ども政策審議会の会長に関して規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、審議会に会長を置き、委員の互選により会長を選任する旨規定したものである。
- 2 第2項は、会長は、審議会を代表し、審議会の事務全般について調整的配慮を行う旨規定したものである。
- 3 第3項は、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が会長の職務を代理する旨規定したものである。

(会議)

第87条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、次項各号に掲げる場合を除き、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 次に掲げる場合の審議会の議事は、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

(1) 第41条第1項、第42条第1項又は第45条第1項の規定による指定をするとき。

(2) 第41条第2項又は第42条第2項第3号の指定又はその取消しをするとき。

(3) 第43条第5項又は第44条の規定による命令をするとき。

(4) 第41条第6項、第42条第2項第1号若しくは第2号、第43条第4項、第45条第2項又は第56条第1項若しくは第2項の規則の制定又は改廃をするとき。

(5) 次条第6項の規定により、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる事項を定めるとき。

【要 旨】

子ども政策審議会の会議に関して規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、会長が審議会の会議を招集し、会議の議長となる旨規定したものである。
- 2 第2項は、委員の半数以上の出席がなければ、審議会の会議を開催することができない旨規定したものである。
- 3 第3項は、審議会の議事は、第4項各号に掲げる場合を除き、出席した委員の過半数で決する（可否同数のときは、議長が決する）旨規定したものである。
- 4 第4項は、知事の諮問事項のうち、有害興行の指定（第41条第1項）、有害図書等の指定（第42条第1項）、有害がん具等の指定（第45条第1項）、有害興行を認定する団体の指定若しくはその取消し（第41条第2項）、有害図書等を認定する団体の指定若しくはその取消し（第42条第2項第3号）、有害図書等の陳列に関する改善等の命令（第43条第5項）、有害広告物に関する内容の変更等の命令（第44条）、有害興行の入場禁止掲示の様式を定める規則の制定若しくは改廃（第41条第6項）、有害図書等に該当する図書等を定める規則の制定若しくは改廃（第42条第2項第1号・第2号）、有害図書等の購入等禁止掲示の様式を定める規則の制定若しくは改廃（第43条第4項）、有害がん具等に該当する物品を定める規則の制定若しくは改廃（第45条第2項）、深夜入場禁止営業を定める規則の制定若しくは改廃（第56条第1項）若しくは興行等の深夜入場禁止掲示の様式を定める規則の制定若しくは改廃（第56条第2項）を審議する場合又は第88条第6項の規定により部会の決議をもって審議会の決議とすることができる事項を定める場合における審議会の議事は、出席した委員の3分の2以上の多数で決する旨規定したものである。

（部会）

第88条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選によってこれを定める。

4 第86条第2項及び第3項の規定は、部会長について準用する。この場合において、同条第2項中「審議会」とあるのは「部会」と、「会務」とあるのは「部会の事務」と、同条第3項中「委員」とあるのは「委員又は専門委員」と読み替えるものとする。

5 前条の規定（第4項第5号を除く。）は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項から第4項までの規定中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とする

ことができる。

- 7 前項の規定により部会の決議をもって審議会の決議とした場合は、部会長は、その旨を速やかに審議会に報告するものとする。

【要 旨】

子ども政策審議会の部会に関して規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、審議会は、審議会の定めるところにより、部会を置くことができる旨規定したものである。
- 2 第2項は、部会に属すべき委員は、会長が指名する旨規定したものである。
- 3 第3項は、部会に部会長を置き、委員及び専門委員の互選により部会長を選任する旨規定したものである。
- 4 第4項は、部会長は、部会を代表し、部会の事務全般について調整的配慮を行う旨及び部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員又は専門委員が部会長の職務を代理する旨規定したものである。
- 5 第5項は、部会長が部会の会議を招集し、会議の議長となる旨、委員及び専門委員の半数以上の出席がなければ、部会の会議を開催することができない旨、部会の議事は、第87条第4項第1号から第4号までに掲げる場合を除き、出席した委員及び専門委員の過半数で決する（可否同数のときは、議長が決する）旨及び知事の諮問事項のうち、有害興行の指定（第41条第1項）、有害図書等の指定（第42条第1項）、有害がん具等の指定（第45条第1項）、有害興行を認定する団体の指定若しくはその取消し（第41条第2項）、有害図書等を認定する団体の指定若しくはその取消し（第42条第2項第3号）、有害図書等の陳列に関する改善等の命令（第43条第5項）、有害広告物に関する内容の変更等の命令（第44条）、有害興行の入場禁止掲示の様式を定める規則の制定若しくは改廃（第41条第6項）、有害図書等に該当する図書等を定める規則の制定若しくは改廃（第42条第2項第1号・第2号）、有害図書等の購入等禁止掲示の様式を定める規則の制定若しくは改廃（第43条第4項）、有害がん具等に該当する物品を定める規則の制定若しくは改廃（第45条第2項）、深夜入場禁止営業を定める規則の制定若しくは改廃（第56条第1項）又は興行等の深夜入場禁止掲示の様式を定める規則の制定若しくは改廃（第56条第2項）を審議する場合は、出席した委員及び専門委員の3分の2以上の多数で決する旨規定したものである。
- 6 第6項は、審議会は、審議会の定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる旨規定したものである。
- 7 第7項は、部会長は、第6項の規定により部会の決議をもって審議会の決議とした場合は、その旨を速やかに審議会に報告する旨規定したものである。

(雑則)

第89条 この章に規定するもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

【解 説】

この章に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める旨規定したものである。

第8章 雑則

(助成等)

第90条 県は、子どもに関する施策を推進するため必要があると認めるときは、市町その他の団体に対し、助成、助言又は援助を行うものとする。

【解 説】

県は、子どもに関する施策を推進するため必要があると認めるときは、市町等の行政機関、関係団体等に対し、助成、助言又は援助を行う旨規定したものである。

(規則への委任)

第91条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解 説】

本条例の施行に関し必要な事項については、本条例の個々の規定で定めるもののほか、規則へ委任して定める旨規定したものである。具体的には、いしかわ子ども総合条例施行規則において定めている。

第9章 罰則

第92条 第52条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

【解説】

みだらな性行為又はわいせつな行為をすることを禁止する規定（第52条第1項）に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

第93条 第52条第2項、第53条第1項若しくは第2項、第54条又は第54条の2第1項若しくは第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
(平31条例7・一部改正)

【解説】

次のいずれかの規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

- (1)みだらな性行為等を教え、又は見せることを禁止する規定（第52条第2項）
- (2)入れ墨等を施す又は、受けさせる行為又はこれらの行為を行うよう勧誘等助長することを禁止する規定（第53条第1項）
- (3)入れ墨等を施す又は、受けさせる行為を行わせる目的で、金品等を供与することを禁止する規定（第53条第2項）
- (4)みだらな性行為等を行うための場所を提供し、又は周旋することを禁止する規定（第54条）
- (5)第54条各号（第2号を除く）に規定する行為又は、家出、違法運転を行うよう勧誘等助長することを禁止する規定（第54条の2第1項）
- (6)第54条各号（第2号を除く）に規定する行為又は、家出、違法運転を行わせる目的で、金品等を供与することを禁止する規定（第54条の2第2項）

第94条 第42条第5項、第45条第5項又は第48条第1項若しくは第2項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

【解説】

次のいずれかの規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

- (1)有害図書等を販売すること等を禁止する規定（第42条第5項）

- (2)有害がん具等を販売すること等を禁止する規定（第45条第5項）
- (3)有害図書等を自動販売機等に収納することを禁止する規定（第48条第1項・第2項）

第95条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第41条第5項の規定に違反した者
 - (2) 第43条第5項の規定による命令に違反した者
 - (3) 第44条の規定による命令に違反した者
 - (4) 第49条第1項から第3項までの規定のいずれかに違反した者
 - (5) 第50条の規定に違反した者
 - (6) 第51条の規定に違反した者
 - (7) 第51条の2の規定に違反した者
 - (8) 第55条第2項の規定に違反した者
 - (9) 第56条第1項の規定に違反した者
- （平31条例7・一部改正）

【解 説】

次のいずれかの規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処せられる。

- (1)有害興行を観覧させることを禁止する規定（第41条第5項）
- (2)有害図書等の陳列方法の改善等を命ずる規定（第43条第5項）
- (3)有害広告物の内容の変更等を命ずる規定（第44条）
- (4)金銭の貸付け、質受け、古物の買受け等を禁止する規定（第49条第1項～第3項）
- (5)下着の買受け等を禁止する規定（第50条）
- (6)性風俗関連特殊営業に従事するよう勧誘すること等を禁止する規定（第51条）
- (7)児童ポルノ等の提供を求めることを禁止する規定（第51条の2）
- (8)深夜に連れ出すことを禁止する規定（第55条第2項）
- (9)深夜に興行場等に入場させることを禁止する規定（第56条第1項）

第96条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第41条第6項の規定に違反した者
- (2) 第46条第1項又は第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第56条第2項の規定に違反した者
- (4) 第57条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、

若しくは虚偽の陳述をした者

【解 説】

次のいずれかの規定に違反した者は、20万円以下の罰金に処せられる。

- (1) 有害興行に入場することを禁止する旨の掲示の規定（第41条第6項）
- (2) 自動販売機等による凶書等の販売等の届出の規定（第46条第1項・第4項）
- (3) 深夜に興行場等に入場することを禁止する旨の掲示の規定（第56条第2項）
- (4) 資料の提出、立入調査、質問等の規定（第57条第1項）

第97条 第52条又は第53条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第92条及び第93条の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。

【解 説】

- 1 第52条及び第53条に違反する行為は、健全な青少年の精神及び身体に悪影響を及ぼす極めて悪質、反社会的な行為である。かかる行為が年齢の不知をもって処罰を免れることは、本条例の目的である青少年の健全育成に反することとなることから、その実効性を確保するため、青少年の年齢を知らなかったことに過失のないときを除き、処罰の対象としたものである。
- 2 「過失のないとき」にあたるかは、個々のケースについて判断する必要があるが、社会通念に照らし、通常可能な調査が適切に尽くされているか否かによって決められることになる。具体的には、単に青少年に年齢、生年月日を尋ねただけ、あるいは身体の外部的発育状況等からの判断のみによって信じただけでは足りず、自動車運転免許証、住民票等公信力のある書面の提出を求める、又は当該青少年の保護者に直接問い合わせる等客観的に通常可能とされるあらゆる方法を用いて確認している場合をいう。過失のないことの証明は、行為者自身において行うことを必要とするものである。

第98条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第92条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

【解 説】

法人の代表者又は法人若しくは自然人の代理人、使用人その他の従業者が、その業務に関して本章に定める違反行為をしたときは、行為者のほか、その法人又は人に対しても罰金刑が科せられる。

第99条 第92条から前条までの規定は、青少年に対しては、適用しない。この条例の規定に違反する行為をしたとき青少年であった者についても、同様とする。

【解 説】

本章に定める罰則は、青少年及び違反行為のとき青少年であった者に対しては、適用されない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第43条第2項及び第4項（掲示の様式について規則で定める部分を除く。以下同じ。）、第50条、第51条、第58条第1項第5号（第43条第4項に係る部分に限る。）、第87条第4項第4号（第43条第4項に係る部分に限る。）

並びに第95条第5号及び第6号の規定 平成19年7月1日

(2) 第27条、第28条、第31条及び第73条並びに附則第5項第2号の規定
平成20年4月1日

【解 説】

附則第1項は、本条例の施行期日を規定したものである。本条例は、次に掲げる規定を除き、平成19年4月1日から施行するものである。

(1) 平成19年7月1日から施行する規定

- ①有害図書等の陳列方法（個別包装）に関する規定（第43条第2項）
- ②有害図書等の陳列方法について規則で定める規定（第43条第4項の一部）
- ③下着の買受け等を禁止する規定（第50条）
- ④性風俗関連特殊営業に従事するよう勧誘すること等を禁止する規定（第51条）
- ⑤有害図書等の陳列方法を定める規則の制定又は改廃をする場合における子ども政策審議会への諮問に関する規定（第58条第1項第5号の一部）
- ⑥有害図書等の陳列方法を定める規則の制定又は改廃をする場合における子ども政策審議会の議事の表決に関する規定（第87条第4項第4号の一部）
- ⑦下着の買受け等を禁止する規定に違反した者に対する罰則（第95条第5号）
- ⑧性風俗関連特殊営業に従事するよう勧誘すること等を禁止する規定に違反した者に対する罰則（第95条第6号）

(2) 平成20年4月1日から施行する規定

- ①在宅育児支援事業者に関する規定（第27条）
- ②在宅育児支援専門員に関する規定（第28条）
- ③子ども交流センターに関する規定（第31条）
- ④一般事業主行動計画の策定等に関する規定（第73条）
- ⑤児童会館条例を廃止する規定（附則第5項第2号）

(準備行為)

- 2 第43条第4項の規則を制定する場合における第58条第1項の規定による石川県子ども政策審議会への諮問については、前項第1号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

【解説】

附則第2項は、子ども政策審議会への諮問に関する経過措置を規定したものである。有害図書等の陳列方法を定める規則を制定する場合における子ども政策審議会への諮問については、有害図書等の陳列方法について規則で定める規定（第43条第4項の一部）の施行の日（平成19年7月1日）前においても行うことができる旨規定したものである。

(古物の買受け等に関する経過措置)

- 3 第49条第3項の古物商は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成19年6月30日までの間は、同項の規定にかかわらず、同項の古物のうち、古書籍及び古雑誌を青少年から買受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けることができる。この場合において、当該青少年から買受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた古書籍及び古雑誌については、第95条第4号の規定は、適用しない。

【解説】

附則第3項は、古物の買受け等に関する経過措置を規定したものである。旧青少年健全育成条例第19条第3項の規定においては、古物商が買受け等を禁止される古物から古書籍及び古雑誌が除外されていたところであるが、同規定が廃止され、本条例に統合されることに併せて、古物商が買受け等を禁止される古物に古書籍及び古雑誌を含めることとしたものである。

このため、平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間は、平成19年3月31日以前と同様、古物商は、古書籍及び古雑誌の買受け等を行うことができる（古物商が買受け等を禁止される古物から古書籍及び古雑誌が除外される）旨の経過措置を設けるものである。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 4 この条例（附則第1項各号に掲げる規定については、当該各規定。附則第9項において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【解 説】

附則第4項は、附則第1項に規定する施行期日前にした行為に対する罰則の適用については、施行期日前と同様に取り扱う旨規定したものである。

(石川県遺児等の身元保証に関する条例等の廃止)

- 5 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 石川県遺児等の身元保証に関する条例(昭和31年石川県条例第18号)
 - (2) 石川県立児童会館条例(昭和51年石川県条例第13号)
 - (3) 石川県青少年健全育成条例(昭和53年石川県条例第36号)

【解 説】

附則第5項は、遺児等の身元保証に関する条例、児童会館条例及び青少年健全育成条例は、廃止する旨規定したものである。

(石川県遺児等の身元保証に関する条例等の廃止に伴う経過措置)

- 6 施行日前において前項第1号の規定による廃止前の石川県遺児等の身元保証に関する条例第2条の規定により遺児等が受けた身元保証については、なお従前の例による。
- 7 附則第5項第3号の規定による廃止前の石川県青少年健全育成条例（次項において「旧青少年条例」という。）第27条第1項の規定により置かれた石川県青少年健全育成審議会（次項において「旧青少年審議会」という。）の意見を聴いてした処分、手続その他の行為については、第58条第1項の規定により石川県子ども政策審議会の意見を聴いてしたものとみなす。
- 8 施行日の前日において旧青少年審議会の委員である者の任期は、旧青少年条例第28条第3項の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 9 この条例の施行前に附則第5項の規定による廃止前のそれぞれの条例（これに基づく規則を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この条例（これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。）に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の相当の規定によってしたものとみなす。

【解 説】

- 1 附則第6項は、旧遺児等の身元保証に関する条例第2条の規定により遺児等が受けた身元保証については、平成19年3月31日以前と同様に取り扱う旨規定したものである。
- 2 附則第7項は、子ども政策審議会への諮問に関する経過措置を規定したものである。

旧青少年健全育成条例に基づき設置された旧青少年健全育成審議会の意見を聴いてした処分、手続その他の行為については、本条例に基づき設置する子ども政策審議会の意見を聴いてしたものとみなし、改めて子ども政策審議会の意見を聴くことを要しない旨規定したものである。

3 附則第8項は、旧青少年健全育成条例に基づき設置された青少年健全育成審議会が廃止され、子ども政策審議会に統合されることに伴い、旧青少年健全育成審議会の委員の任期は、任期途中であっても、平成19年3月31日をもって満了する旨規定したものである。

4 附則第9項は、旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為に関する経過措置を規定したものである。

旧遺児等の身元保証に関する条例、旧児童会館条例及び旧青少年健全育成条例（これらの条例の施行規則を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為は、本条例にこれらの規定に相当する規定があるものについては、当該相当規定によってしたものとみなす旨規定したものである。

(石川県育英資金貸与条例の一部改正)

10 石川県育英資金貸与条例(昭和25年石川県条例第30号)の一部を次のように改正する。第2条中「品行方正、学術優秀、身体強健な学生、」を「勉学意欲がある学生又は」に改める。

【解 説】

附則第10項は、育英資金の貸与対象者について、所要の改正をするものである。

(石川県社会福祉審議会条例の一部改正)

11 石川県社会福祉審議会条例(平成12年石川県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「社会福祉審議会令(昭和三十八年政令第二百四十八号)」を「社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号)」に改める。

第2条中「第七条第二項に定めるもののほか、法第十二条第一項の規定により、児童福祉」を「第七条第一項に規定する社会福祉」に改める。

第6条第1項第4号を削り、同条第2項中「更生医療機関指定審査部会」を「、自立支援医療機関指定審査部会」に改め、「、児童福祉専門分科会に児童擁護部会をそれぞれ」を削る。

【解 説】

附則第 1 1 項は、社会福祉審議会の児童福祉専門分科会が廃止され、子ども政策審議会に統合されること等に伴い、所要の改正をするものである。

(石川県社会福祉審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 前項の規定による改正前の石川県社会福祉審議会条例（次項において「旧社会福祉審議会条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により置かれた児童福祉専門分科会（次項において「旧児童福祉専門分科会」という。）の意見を聴いてした処分、手続その他の行為については、第 8 4 条第 5 項の規定により石川県子ども政策審議会の意見を聴いてしたものとみなす。
- 13 施行日の前日において旧児童福祉専門分科会の委員である者の任期は、旧社会福祉審議会条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

【解 説】

- 1 附則第 1 2 項は、子ども政策審議会への諮問に関する経過措置を規定したものである。社会福祉審議会条例に基づき設置された旧児童福祉専門分科会の意見を聴いてした処分、手続その他の行為については、本条例に基づき設置する子ども政策審議会の意見を聴いてしたものとみなし、改めて子ども政策審議会の意見を聴くことを要しない旨規定したものである。
- 2 附則第 1 3 項は、社会福祉審議会条例に基づき設置された児童福祉専門分科会が廃止され、子ども政策審議会に統合されることに伴い、旧児童福祉専門分科会の委員の任期は、任期途中であっても、平成 1 9 年 3 月 3 1 日をもって満了する旨規定したものである。

(検討)

- 14 県は、この条例の施行後 3 年を経過した場合において、この条例の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【解 説】

附則第 1 4 項は、本条例の施行から 3 年経過後において、本条例の施行の状況について検討を加え、社会情勢の変化等を踏まえた見直しを行い、必要があるときは、改正等所要の措置を講ずることを規定したものである。